

平成31年度(30年度実施) 公立学校教員採用候補者選考実施要項 千葉県教育委員会・千葉市教育委員会合同実施

第1次選考日：平成30年7月8日(日)

合同実施について

千葉県と千葉市は従来通り、合同で教員採用候補者選考を実施します。

待遇面で千葉県と千葉市で異なります。詳細については、2次合格者説明会でお知らせします。

1 選考の目的

この選考は、千葉県内の公立小学校・中学校・特別支援学校・高等学校・義務教育学校の教員を志願する方から、採用候補者を選考するために行います。

2 千葉県・千葉市が求める教員像

- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- 高い倫理観をもち、心身ともに健康で、明朗、快活な教員
- 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
- 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
- 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

3 選考の対象となる学校種等、教科等、募集人員

(1) 一般選考・特例選考

| 学校種等 | 教科等 | 備考 | 募集人員 |
|----------------------|--|--|--|
| 小学校 | 小学校一般 | — | 約710名 <small>(英語教育推進 80名程度)</small> |
| | 英語教育推進 (詳細4ページ参照) | 小学校の免許状に加え、以下のいずれかの要件を満たすこと。 ①中・高いいずれかの英語の免許状を取得又は平成31年3月31日までに取得見込みの者 ②実用英語技能検定(財)日本英語検定協会)準1級以上合格者 ③TOEFL iBT80点(CBT213点 PBT550点)以上取得者 ④TOEIC 730点以上取得者 ⑤その他の試験で千葉県・千葉市教育委員会が②～④に相当すると認めた者 (千葉県教育委員会ホームページ参照) * TOEFLのITPテスト、TOEICのIPテスト、TOEIC Juniorは不可 | |
| 中学校 | 技術 | — | 約720名 <small>(中学校 複数教科 30名程度)</small> |
| | 複数教科 (詳細4ページ参照) | 中学校技術・家庭・美術のいずれか1つの免許状とそれ以外の中学校の教科の免許状を有すること。この枠で採用された者は、所有している免許状の教科を担当する。 | |
| 中・高共通 ^{※1} | 国語、社会(地理歴史・公民) ^{※2} 数学、理科、音楽、美術 保健体育、家庭、英語 | ※1 中・高共通については、当該教科の中・高両方の免許状を有することが望ましいが、いずれか一方のみの免許状を有する者も受験できる。 ※2 高等学校を志願する場合は、地理歴史と公民の両方の免許状を有することが望ましい。 | |
| 高等学校 | 書道 ^{※3} 、商業、情報 福祉 ^{※4} 、水産 農業(園芸・食品製造・ 土木造園) 工業(機械・電気・工業化学・ 建設) ^{※5} | ※3 書道については、国語の免許状を有することが望ましい。 ※4 福祉については、介護福祉士の資格を有することが望ましい。 ※5 建設には土木・建築・インテリアの内容を含む。 | 各教科 若干名 |
| 特別支援教育 ^{※6} | — (詳細4ページ参照) | ※6 特別支援教育については、特別支援学校の免許状(いずれの特別支援教育領域でも可。ただし、自立教科等の免許状のみは除く。)に加え、小・中・高のいずれかの免許状を有すること。 | 約170名 |
| 養護教諭 ^{※7} | — | ※7 保健師資格を基に養護教諭免許状を取得する場合は、平成30年3月までに保健師国家試験に合格していること。 | 約40名 |

◎中学校・中高共通・高等学校では、学校事情等により、免許状を所有する教科について、受験した教科以外の教科を担当することもあります。

(2) 特別選考

| 選考の名称 | 対 象 | 学校種・教科 | 募集人員 |
|-------------------------------------|---|-----------------------|------------|
| 大学推薦特別選考 | 千葉県教育委員会及び千葉市教育委員会の指定する関係大学長により推薦された方 | 小学校・中学校技術 中高数学・理科 | 当該学校種等に含む。 |
| 教職大学院特別選考 | 教職大学院で学んだ専門性を児童生徒の指導に生かすため、教職大学院に在学中、又は卒業後2年以内の方で、児童生徒の教育に意欲のある方 | 全学校種・全教科 | 当該学校種等に含む。 |
| 中高英語科特別選考 | 英語の能力に関する一定の基準を満たす方で、生徒の教育に意欲のある方 | 中高英語 | 中高英語に含む。 |
| 社会人特別選考 | 民間企業や国際貢献活動、日本人学校等での実務経験を児童生徒の指導に生かすため、民間企業や国際貢献活動での一定期間以上の経験を有し、児童生徒の教育に意欲のある方 | 全学校種・全教科 | 当該学校種等に含む。 |
| 養護教諭特別選考 | 看護師としての実務経験を児童生徒の指導に生かすため、看護師経験を有し、児童生徒の養護に意欲のある方 | 全学校種 | 若干名 |
| 特定教科特別選考 (教育職員免許状の所有の有無に関わらない選考) | 高等学校福祉・水産・情報・看護科の授業を担当するため、介護福祉士・海技士・情報技術者・看護師等の資格や実務経験を有し、介護職員・海技士・情報や看護に関わる者等の育成に意欲のある方 | 高等学校・ 福祉、水産、情報、看護 | 若干名 |
| 身体障害者を対象とした特別選考 | 身体障害者手帳を所持し、児童生徒の教育に意欲のある方を募集。選考において、障害の内容・程度に応じた配慮を実施 | 全学校種・全教科 (養護教諭を含む) | 約5名 |

4 出願資格

(1) すべての受験者に共通する要件

- ア 昭和34年4月2日以降に生まれた者(60歳未満)
- イ 地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者(22ページ参照)
- ウ 教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状(ただし、実習免許状は除く。)を有する者又は平成31年3月31日までに取得見込みの者
- ※ 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤の講師に任用します。
- ※ 平成30年度教員資格認定試験による取得見込みの場合は、今回の選考には出願できません。
- ※ 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会が任命する正規の公立学校教員(実習助手及び寄宿舎指導員を除く。)として勤務する者が、他の学校種等での勤務を希望する場合は、人事異動での対応となるため、本選考には志願できません。

(2) 受験区分別の要件

| 受験区分 | 受験区分により必要な要件 | |
|---|---------------|--|
| 一般選考 | — | |
| 教 職 経 験 者 特 例 選 考 | 講師等特例選考 A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①、②の両方を満たす者 ① 本県の公立学校において、千葉県・千葉市が任命する臨時的任用又は非常勤の講師・養護教諭(千葉県内の市町村教育委員会が任命するもので、千葉県教育委員会が指定するものを含む)として、平成29年度勤務実績が週12時間以上である者又は平成30年5月1日現在、週12時間以上勤務している者 ② 次の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者 (ア) 過去3年度(平成27年度から平成29年度)に本県の公立学校における臨時的任用の講師又は養護教諭として、通算12か月以上の実務経験があること^{※8} (イ) 過去3年度(平成27年度から平成29年度)に次のa～eを合算して通算18か月以上の実務経験があること^{※8} <ul style="list-style-type: none"> a 本県の公立学校における臨時的任用の講師又は養護教諭の実務経験 b 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会が任命する週12時間以上の非常勤の講師又は養護教諭の実務経験 c 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会が任命する育短任期付職員(講師又は養護教諭に限る)の実務経験 d 千葉県内の市町村教育委員会が任命する非常勤講師・養護教諭で、千葉県教育委員会が指定するものの実務経験(特例の対象に該当するか否かは、当該市町村教育委員会に照会すること) e 千葉県内の国立大学法人附属学校の臨時的任用又は非常勤の講師・養護教諭の実務経験 |
| | 講師等特例選考 B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①、②の両方を満たす者 ① 平成30年度(29年度実施)の公立学校教員採用候補者選考(千葉県教育委員会・千葉市教育委員会)で第1次選考を合格し、第2次選考を受験した者 ② 平成30年5月1日現在、本県の公立学校において、千葉県・千葉市が任命する臨時的任用の講師又は非常勤の講師・養護教諭(千葉県内の市町村教育委員会が任命するもので、千葉県教育委員会が指定するものを含む)として、週12時間以上勤務している者 * ただし、平成30年度(29年度実施)選考を、大学推薦特別選考で受験した者は除く。 |
| | 他県等現職 特例選考 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①～③のすべてに該当する者 ① 他県等において、国公立学校(幼稚園を除く。以下において同じ。)の主幹教諭・指導教諭・教諭又は養護教諭として平成30年4月1日現在で、2年以上の実務勤務経験を有する者。(任期付以外の正規採用の者に限る)^{※8 ※9} ② 平成30年4月1日現在、国公立学校(幼稚園を除く。以下において同じ。)の主幹教諭・指導教諭・教諭又は養護教諭として任用されている者(任期付以外の正規採用の者に限る) ③ 平成30年4月1日に勤務する学校種・教科(養護教諭は養護教諭の選考)へ志願する者^{※10} |
| | 元教諭特例選考 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①～③のすべてに該当する者 ① 平成21年4月1日以降に退職した者 ② 本県又は他の都道府県(政令指定都市を含む)の国公立学校で主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭として過去に5年以上の実務経験(任期付以外の正規採用に限る)を有する者^{※8 ※9} ③ 勤務経験のある学校種・教科(養護教諭は養護教諭の選考)に志願する者^{※10} |

| 受験区分 | | 受験区分により必要な要件 |
|-----------------|---|---|
| 特別選考 | 本県現職実習助手等特別選考 | ・次の①、②の両方を満たす者 ① 本県において、公立学校の正規の実習助手又は寄宿舎指導員として、平成31年4月1日現在で、3年以上の実務経験を有する者 ^{※8} ^{※9} ② 平成30年4月1日現在、本県の公立学校の正規の実習助手又は寄宿舎指導員として任用されている者 |
| | 特別臨時的任用講師特別選考 | 平成29年度又は平成30年度千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考における特別臨時的任用講師名簿登載者で次の①、②の両方を満たす者 ① 平成30年5月1日現在、当該学校種・教科で臨時的任用講師として任用されている者 ② 当該学校種・教科(養護教諭は養護教諭の選考)へ志願する者 ^{※10} |
| 特別選考 | 大学推薦特別選考 | ・資格要件等は、関係大学等に送付する大学推薦制度実施要綱による。 |
| | 教職大学院特別選考 | ・教職大学院を平成31年3月31日までに卒業見込みの者又は、平成29年4月1日以降に卒業した者 |
| | 中高英語科特別選考 | ・次の①～④のいずれかに該当する者 ① 実用英語技能検定(財)日本英語検定協会)1級合格者 ② TOEFL iBT95点 CBT240点 PBT590点 以上取得者 ③ TOEIC860点以上取得者 ④ その他の試験で千葉県・千葉市教育委員会が①～③に相当すると認めた者 (千葉県教育委員会ホームページ参照) * TOEFLのITPテスト、TOEICのIPテスト、TOEIC Juniorは不可 |
| | 社会人特別選考 | ・次の①、②のいずれかに該当する者 ① 民間企業等現職者 法人格を有する民間企業、官公庁等の正規職員(小・中・高・特別支援学校の教員を除く。)として、平成30年4月1日時点で、継続して5年以上(通算可。休職、育児休業等の期間を除く。)勤務している者 ^{※8} ^{※11} ② 国際貢献活動経験者 「青年海外協力隊」、「日系社会青年ボランティア」、「日本人学校等の現地での採用」、「国際交流基金の日本語専門家」等として、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間に、2年以上の派遣実績・勤務経験を有する者 ^{※8} ^{※12} |
| | 養護教諭特別選考 | ・次の①、②の両方を満たす者 ① 看護師免許を有している者 ② 平成30年4月1日現在で、正規採用の看護師として通算3年以上の実務経験を有する者(現在、看護師として勤務していなくても可) ^{※8} ^{※9} * 保健師、助産師としての実務経験は含まない * 養護教諭普通免許状の所有又は平成31年3月31日までに取得見込みの者 |
| | 特定教科特別選考 (教育職員免許状の所有の有無に関わらない選考) | 平成30年4月1日現在で、次の①、②のいずれかに該当する者 いずれの教科についても、①、②とも現在、勤務していなくても可 福祉 ① 正規採用の介護福祉士として3年以上の実務経験を有する者 ^{※8} ^{※9} ② 介護福祉士資格を有し、介護福祉士養成機関(福祉科を設置する高等学校を含む)の専任教員(福祉科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤講師を含む)として3年以上の実務経験を有する者 ^{※8} ^{※9} 水産 ① 正規採用の3級海技士(航海又は機関)として3年以上の実務経験を有する者 ^{※8} ^{※9} ② 3級海技士(航海又は機関)の資格を有し、海技士養成機関(海洋科を設置する高等学校を含む)の専任教員(海洋科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤講師を含む)として3年以上の実務経験を有する者 ^{※8} ^{※9} ^{※13} 情報 ① 情報技術に係る次のいずれかの資格 ^{※14} を保有している者であって、かつ情報システムの開発、保守、又は運用に関わる職に、3年以上の実務経験を有する者 ^{※8} ^{※9} 基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャー ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、ITサービスマネージャー、システム監査技術者 看護 ① 正規採用の看護師、保健師、助産師として、3年以上の実務経験を有する者 ^{※8} ^{※9} ② 看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を有し、看護師養成機関の専任教員(実習助手を含む)として3年以上の実務経験を有する者 ^{※8} ^{※9} ・教育職員免許状(普通免許状)の取得見込みがない場合は、第2次選考合格後、特別免許状の授与を受けるために千葉県教育委員会に申請を行う必要があります。(申請にかかる費用は自己負担となります。) |
| | 高等学校(福祉)・(水産)・(情報)・(看護) | |
| 身体障害者を対象とした特別選考 | ・次の①～③のすべてに該当する者 ① 当該の選考(一般選考、特別選考、特別選考)で必要な志願要件を満たすこと。 ② 身体障害者手帳の交付を受け、かつその障害の程度が1級から6級の者 ③ 自力による通勤ができ、かつ介助者なしに職務遂行が可能なる者 | |

※8 勤務に関わる実務経験年数の算出方法は、その月に1日でも勤務していれば、1か月とカウントします(同じ月を重複してカウントすることはできません。)。また、教育職員免許状に係る「実務年数」とは異なりますので注意してください。

※9 実務経験には、休職、育児休業等の無給期間は含みません。

※10 他校種への併願は、できません。

※11 社会人特別選考の民間企業等現職者について

ア 「正規職員」は、企業等において、フルタイム勤務で、月給制(年俸制)により給料を受けている社員又は職員とします。非常勤勤務若しくは日給又は時間給の場合は該当しません。

イ 国公立、私立を問わず、小・中・高・特別支援学校の教員としての経験は除きます。

ウ 合格後、所定の様式で職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書の内容が、資格要件を満たしていないと判断された場合は、採用できません。

エ 勤務していた企業等が統合、廃業等により無くなっている場合は、その組織を引き継いでいる企業等から証明を受けられることを確認してください。証明書を発行できる企業等がない場合は、採用できません。資格要件は証明書により確認します。その他、年金の加入状況等による証明は、受け付けません。

※12 合格後、独立行政法人国際協力機構等の団体や勤務先が証明する「派遣証明書」等を提出していただきます。証明書の内容が、資格要件を満たしていないと判断された場合は、採用できません。

※13 海技士(航海又は機関)の資格については、3級以上の資格を有していれば該当とします。

※14 情報の資格については、独立行政法人 情報処理推進機構が実施する「情報処理技術者試験」によるものとします。

<英語教育推進>

小学校で英語教育を推進できる教員を募集します。小学校の一般選考又は教職経験者特例選考を志願する方が対象となります。選考内容は、受験区分に応じたものと同じになります。推進枠(80名程度)で選考をし、この枠で採用候補者にならなかった場合でも、小学校一般選考又は教職経験者特例選考の中で更に選考を行います。中高英語の教育職員免許状の取得見込みを条件に推進枠で合格となり、該当免許状が取得できない場合は、この枠での合格とはなりません。

<複数教科>

中学校の複数教科の免許状(技術・家庭・美術のいずれか1つの免許状とそれ以外の中学校の教科の免許状)を所有している教員を募集します。中学校及び中高共通の一般選考又は教職経験者特例選考を志願する方が対象となります。選考内容は、志願した教科の受験区分に応じたものと同じになります。複数教科枠(30名程度)で選考をし、この枠で採用候補者にならなかった場合でも、一般選考又は教職経験者特例選考の中で更に選考を行います。教育職員免許状取得見込みの方が複数教科枠で合格となり、対象の教科の免許状が取得できない場合は、この枠での合格とはなりません。

<特別支援教育>

全ての学校種において、特別支援教育を推進していくため、特別支援教育を推進していくことに関心の高い教員を募集します。採用時は、原則、特別支援学校とし、その後、小学校・中学校・高等学校へ異動することもあります。

<併願について>

下記の要件を満たす方は、志願した学校種・教科等に加えて、併願することができます。(志願書及び面接カードに記入してください。)

| 対象 | 併願先 | 併願の要件 |
|---|---------------------|--|
| 小学校以外への志願者 | 小学校 | ・ 小学校教諭普通免許状を取得しているか平成31年3月31日までに取得見込みである方 |
| 特別支援教育以外への志願者 ※イ・ウ・エにより特別支援学校に採用された場合は、特別支援学校教諭の免許状を5年以内に取得していただきます。 | 特別支援教育 | ア 特別支援学校教諭普通免許状を取得しているか、平成31年3月31日までに取得見込みである方 イ 特別支援学校で臨時的任用講師の経験がある方 ウ 特別支援学校で「ちば!教職たまごプロジェクト」の経験がある方(大学卒業後1年間有効) エ 特別支援教育に強い関心がある方 |
| 養護教諭への志願者 | 小学校・中学校・高等学校・特別支援教育 | ・ 併願する学校種(小学校・中学校・高等学校・特別支援教育)及び教科に該当する普通免許状を取得しているか、平成31年3月31日までに取得見込みである方 |

<大学院1年生の方及び平成31年度に大学院進学予定の方>

大学院及び教職大学院に進学を予定している方、大学院及び教職大学院1年生の方も出願することができます。詳細は9ページ「9 採用候補者名簿への登載」を参照してください。

5 志願手続きについて

※今年度から、小学校一般選考は、原則として電子申請による出願としました。それ以外の受験区分は従来どおり、郵送での出願とします。

(1)電子申請による志願(小学校一般のみ) ※小学校一般選考は、原則として電子申請により出願をしてください。

ア 出願期間

平成30年4月3日(火)午前9時から平成30年5月2日(水)午後5時まで

※申し込み締め切り直前は回線が大変混雑します。また、システム管理等のため一時的に利用できない場合がありますので、余裕をもって申し込んでください。

5月2日までに電子申請が間に合わなかった場合は、5月9日までに(2)の郵送による志願を行ってください。

イ 提出書類 ※「ちば電子申請サービス」により①を作成し、インターネットを経由して提出してください。

②・③は1次選考の際、忘れずに持参してください。

【共通書類】

| | 注意事項 | 提出時期 |
|-------------------------|--|--------|
| ① 志願書 ※電子申請利用 | 「千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考」のホームページから「電子申請による教員採用受験申込」に進んで、申し込み手続きの方法をよく確認してから、申請手続きを行ってください。 ※「千葉県ホームページ」→「教育・文化・スポーツ」→「教職員関係」→「教職員採用・任用」→「教員採用選考」→「電子申請による教員採用受験申込」 | 出願時 |
| ② 受験票 1部 | ・ 6月中旬～下旬に、電子申請サービスにアクセスすることにより、受験票の印刷が可能となります。受験票発行の開始については、メール及びツイッターでお知らせします。 ・ 受験票を印刷し、厚紙に糊付けしてください。 ・ ④の写真を貼付し、1次選考当日に持参してください。 | 1次選考当日 |
| ③ 面接カード 原本+両面コピー2部 | ・ サイズ A4 ・ 自筆で作成してください。原本に④の写真を貼付してください。 ・ 受験票に記載されている受験番号を記入してください。 ・ 写真を貼付した原本を2部コピーしてください。※原本とコピー2部は1次選考当日に持参。 ※①の志願書の内容と整合性があるか必ず確認をして作成してください。 | 1次選考当日 |
| ④ 写真 2枚 受験票・面接カードに貼付 | ・ サイズ 縦5cm×横4cm ・ 上半身、脱帽、カラー、正面向きで出願前6か月以内に撮影したもの。 ・ 同一の写真を使用し、裏面に氏名を記入してください。 | 1次選考当日 |

【小学校英語教育推進枠に一般選考で志願する方】

要件を証明する書類を平成30年5月9日(水)までに教職員課任用室へ郵送してください。

- ・中高英語教育職員免許状の写し ※平成31年3月31日までに取得見込みの場合は、不要。
- ・英検合格証書のコピー ・公開テスト公式認定証のコピー 等

その際、書類の余白部分及び送付する封筒の表に、「小学校英語教育推進枠資格証明」と朱書きし、氏名も朱書きしてください。

(2) 郵送による志願

- ア 出願期間 平成30年4月3日(火) から平成30年5月9日(水) まで
 ※平成30年5月9日(水) までの消印有効
- イ 提出書類 ※①・②及び「受験区分別提出書類」を出願期間内に簡易書留で郵送してください。
 ②・③は1次選考当日に忘れずに持参してください。

【共通提出書類】(全員が提出する必要があります。特別臨時的任用講師特例選考で志願する方も提出が必要です。)

| | 注意事項 | 提出時期 |
|-------------------------|--|--------------------|
| ① 志願書 1部+両面コピー2部 | ・サイズ A4 ※手書き・ダウンロードした書式に入力したもの 両方可。 ・記入例、コード表を参考に、もれなく記入してください。 ・両面コピーを2部作成してください。 | 出願時 |
| ② 受験票 1部 | ・ダウンロードする場合は必ずはがきに印刷するか厚紙に糊付けして使用してください。 ・④の写真を貼付してください。 ・必要事項を自筆で記入してください。 ・表面に62円切手を貼り、自分の氏名と郵送先の郵便番号と住所を記入してください。 ※受験番号を付して6月中旬～下旬に返送するので、1次選考当日に持参してください。 | 出願時 |
| ③ 面接カード 原本+両面コピー2部 | ・サイズ A4 ・自筆で作成してください。 ・原本に④の写真を貼付してください。 ・受験票に記載されている受験番号を記入してください。 ・写真を貼付した原本を2部コピーしてください。※原本とコピー2部は1次選考当日に持参。 ※①の志願書の内容と整合性があるか必ず確認をして作成してください。 ※特別臨時的任用講師特例選考を受験する方は、原本とコピー2部を7月8日(日)までに教職員課任用室まで簡易書留で郵送してください。 | 1次選考当日 |
| ④ 写真 2枚 受験票・面接カードに貼付 | ・サイズ 縦5cm × 横4cm ・上半身、脱帽、カラー、正面向きで出願前6か月以内に撮影したもの。 ・同一の写真を使用し、裏面に氏名を記入してください。 | ・出願時1枚 ・1次選考時1枚 |

【受験区分別提出書類】

| 受験区分 | 提出書類 | |
|---------------------|--|---|
| 一般選考(小学校英語教育推進枠を除く) | — | |
| 小学校英語教育推進枠 | 要件を証明する書類 ・中高英語教育職員免許状の写し(取得見込みの場合は提出不要) ・英検合格証書のコピー ・公開テスト公式認定証のコピー 等 | |
| 教職経験者特例選考 | 講師等特例選考A | ○教職経験調書 |
| | 講師等特例選考B | ○教職経験を証明する書類(詳細は「教職経験調書」の裏面参照) |
| | 他県等現職特例選考 | ○勤務状況調書(詳細は「勤務状況調書」の裏面参照) |
| | 元教諭特例選考 | ・元教諭特例で受験する方は必要ありません。 ・特別臨時的任用講師として勤務している方は別途各学校長へ別様式で依頼しますので、提出する必要はありません。 |
| | 本県現職実習助手等特例選考 | 【講師等特例Bのみ該当】 |
| | 特別臨時的任用講師特例選考 | ○平成30年度(29年度実施)第2次選考の選考結果通知書の写し |
| 特別選考 | 大学推薦特別選考 | 必要書類は、大学が取りまとめて提出するため、個人分の提出書類は全て大学に提出してください。 |
| | 教職大学院特別選考 | ○在学証明書又は、卒業証明書 |
| | 中高英語科特別選考 | ○特別選考の要件を証明する書類 ・英検合格証書のコピー ・公開テスト公式認定証のコピー 等 |
| | 社会人特別選考 | ○社会人特別選考申告書 |
| | 養護教諭特別選考 | ○実務経験証明書 ・3年以上の実務経験を証明するもの。 ・勤務先が下記項目を証明し、発行したもの(様式は任意)。 【勤務先、職名、勤務期間、正規・臨時の別、休職・育児休業等の無給期間】 |
| | 特定教科特別選考 (教育職員免許状の所有の有無に関わらない選考) | 高等学校(福祉)(水産)(情報)(看護) ○特別選考の要件を証明する書類(コピー可) ・資格や免許の所有を証明する書類 ・基本情報技術者合格書 等 |
| 身体障害者を対象とした特別選考 | ○身体障害者手帳のコピー | |

※各様式は、インターネット上からもダウンロードできます。

・千葉県教育委員会ホームページから

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/saiyou/kyouin/index.html>

<提出書類に関する注意>

① 第1次選考当日案内

「第1次選考当日案内」は受験票発送後（6月中旬～下旬）、ホームページに掲載しますので、ホームページで閲覧してください。ただし、郵送を希望する方は、120円切手を貼付した角形2号の封筒に自分の氏名（様）と郵送先の郵便番号と住所を明記し、二つ折りにして、提出書類と一緒に送付してください。

② 「ちば！教職たまごプロジェクト」参加者

実施校の校長が証明する「実施報告書」のコピー（平成28年度以前の参加者は「研修状況調書」のコピー）を提出することができます。出願書類に添付する必要はありません。（2次選考時に提出してください。）

③ 特別臨時的任用講師特例選考志願者

第1次選考が免除となりますが、出願手続きは、5(2)に示した期間中に行う必要があります。

また、面接カードとそのコピー2部は、7月8日(日)までに教職員課任用室宛てへ郵送してください。

なお、「第2次選考当日案内」は、第1次選考の結果発表後（7月下旬～8月上旬）、ホームページに掲載しますので、閲覧してください。

(3) 提出先及び提出方法等

| 学校種等・教科 | 提出先（問い合わせ電話番号）・住所・宛先 |
|---|---|
| ・小学校「教職経験者特例選考」「社会人特別選考」の志願者 区分「122」～「127」 ・小学校新卒者 区分「111」※15 ・小学校既卒者 区分「121」※15 | 千葉県教育委員会教育職員課（043-245-5940） 〒260-8730 千葉市中央区間屋町1-35 千葉ポートビル11階 ※15 小学校一般選考（区分「111」「121」）は、原則として電子申請により、出願してください。やむを得ず郵送により出願する場合は、千葉県教育委員会教育職員課へ送付してください。 |
| ・中・高(国語・数学) | 千葉県教育庁葛南教育事務所（047-433-6017） 〒273-0012 船橋市浜町2-5-1 |
| ・中・高(社会・理科) | 千葉県教育庁東葛飾教育事務所（047-361-2124） 〒271-8563 松戸市小根本7 |
| ・中・高(保健体育) | 千葉県教育庁南房総教育事務所（0438-25-1311） 〒292-0833 木更津市貝淵3-13-34 |
| ・中・高(英語・英語科特別選考) ・特別支援教育 | 千葉県教育庁東上総教育事務所（0475-23-2848） 〒297-0024 茂原市八千代2-10 |
| ・中学校(技術) ・中・高(家庭・美術・音楽) ・高校(書道・農業・工業・商業・福祉・水産・情報・看護 特定教科特別選考を含む) ・養護教諭(特別選考含む) | 千葉県教育庁北総教育事務所（043-483-1148） 〒285-0026 佐倉市鍋木仲田町8-1 |
| ・大学推薦特別選考 ・教職大学院特別選考 ・身体障害者を対象とした特別選考 | 千葉県教育庁教職員課任用室（043-223-4043） 〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 |

<新卒者と既卒者について>

① 新卒者とは、平成31年3月末（平成30年9月卒業の方も含む）に以下の学校等を卒業見込の方

・大学院、教職大学院、大学、短期大学、教員養成機関、専攻科等

※ 平成31年4月に大学院及び教職大学院に進学する方、大学院及び教職大学院1年生で平成32年3月末にそれぞれの課程を修了見込の方は新卒者に含む。

※ 大学の聴講生、科目等履修生及び必要単位修得後退学予定の者は新卒者に含まない。

② 既卒者とは、上記の学校等をすでに卒業している方

・上記の学校等を卒業後に専門学校に進んだ場合は既卒者に含まれる。

・通信制大学に在籍中又は科目履修中の社会人や講師は既卒者に含まれる。

・大学卒業後、他の大学へ進学した場合は既卒者に含まれる。

・大学卒業後、社会人経験を経て、大学院に進んだ場合は既卒者に含まれる。

【提出方法等】

① 受験区分・学校種等・教科に応じた提出先まで、**必ず簡易書留で郵送**してください。（電子申請利用時の志願書は除く。）

② 「大学推薦特別選考」、「教職大学院特別選考」、「身体障害者を対象とした特別選考」の提出先は、学校種等・教科等にかかわらず千葉県教育庁教職員課任用室ですので注意してください。

「社会人特別選考」、「教職経験者特例選考」の提出先は、志願する教科等の宛先と同様です。

③ 5月4日（金）以降に郵送する場合は、必ず簡易書留の速達にしてください。

④ 封筒（角形2号）の表に受験区分コード、志願区分を朱書してください。

（例）「区分126小学校教員採用選考提出書類在中」「区分301中・高共通（国語）教員採用選考提出書類在中」

⑤ 一度受理した提出書類は返却しません。

⑥ 受付の確認には応じかねますので、書留の記録や送付した書類の写し等を保存してください。

⑦ 記載事項に虚偽の申告等があった場合には、合格を取り消すことがあります。

- ⑧ 大学推薦特別選考で受験する方の必要書類は、大学が取りまとめて提出するため、個人分の提出書類は全て大学に提出してください。大学からの提出期限が5(2)と同様となりますので、期日に余裕をもって大学へ提出してください。
- ⑨ 一般選考・教職経験者特例選考・特別選考において複数の出願資格を満たしている場合は、いずれの選考に志願しても差し支えありません。ただし、複数の選考に同時に出願することはできません。
- ⑩ 6月22日(金)までに受験票が届かない場合、22ページ「20 問い合わせ先」の千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室(043-223-4043)に連絡をしてください。※電子申請により志願した方は、各自で印刷していただきます。

6 第1次選考

(1) 選考内容

| 選考 | 内 容 |
|------|--|
| 教職教養 | ・教育原理・教育心理等の教職に関する事項 ・教育公務員として必要な一般的事項 ・マークシート式で実施 |
| 専門教科 | ・志願する教科・領域に関する内容 ・美術・書道は実技検査も実施 ・マークシート式で実施 |
| 小論文 | ・指定する課題 |
| 集団面接 | ・集団による面接等(討議を含む) |

○農業及び工業については、志願する分野の専門的知識を問う問題及び当該教科等の全域にわたる共通問題を出題します。

○「高等学校学習指導要領」に関する設問は平成21年3月告示のものとなります。

(2) 受験区分により実施する選考

| 受験区分 | | 教職教養 | 専門教科 | 小論文 | 集団面接 | |
|-----------|-----------------|--------------------------------|------|-----|------|---|
| 一般選考 | | ○ | ○ | — | ○ | |
| 教職経験者特例選考 | 講師等特例選考A | — | ○ | — | ○ | |
| | 講師等特例選考B | — | ○ | — | ○ | |
| | 他県等現職特例選考 | — | — | ○ | ○ | |
| | 元教諭特例選考 | — | — | ○ | ○ | |
| | 本県現職実習助手等特例選考 | — | ○ | — | ○ | |
| | 特別臨時的任用講師特例選考 | 免 除 | | | | |
| 特別選考 | 大学推薦特別選考 | — | — | ○ | ○ | |
| | 教職大学院特別選考 | — | ○ | — | ○ | |
| | 中高英語科特別選考 | ○ | — | — | ○ | |
| | 社会人特別選考 | — | ○ | — | ○ | |
| | 養護教諭特別選考 | — | — | ○ | ○ | |
| | 特定教科特別選考 | 高等学校(福祉)(水産)(情報)(看護) | — | — | ○ | ○ |
| | 身体障害者を対象とした特別選考 | 原則として、当該の一般選考、特例選考及び特別選考の内容と同様 | | | | |

※6(1)及び(2)に記載の他、提出された書類全てを選考の資料とします。

※身体障害者を対象とした特別選考は、障害の内容や程度による選考内容の代替・免除等の措置を、必要に応じて定めます。

受験に際して配慮や代替・免除等を必要とする場合は、志願書の該当欄にその旨を記入し、申し出てください。

(例 車椅子の使用、拡大鏡の使用、点字受験、手話通訳者の配置 等)

(3) 日程

平成30年7月8日(日) 8:00受付

| 一般選考 | 教職大学院特別、 社会人特別、実助特別 講師等特例A・B | 大学推薦特別、他県等現職特例、元教諭特例、 養護教諭特別選考、特定教科特別選考 | 中高英語科 特別選考 | 中・高共通美術 高等学校書道 |
|--|------------------------------------|--|-------------------|---|
| 受付 8:00～8:20 | | | | |
| 日程説明 8:40～8:50 | | | | |
| 教職教養 8:55～9:40 | 試験室で待機 8:55～9:40 | 小論文 8:55～9:40 | 教職教養 8:55～9:40 | 教職教養 8:55～9:40 |
| 専門教科 9:55～10:55 | 専門教科 9:55～10:55 | 集団面接 9:55～10:55 | | 専門教科 9:55～10:45(筆答) 11:00～11:50(実技) |
| 昼食 11:00～11:40 | | | | 昼食 11:55～12:35 |
| 集団面接 11:40～15:35 (県外会場については、時間が変わる場合があります。) | | | | 集団面接 12:40～15:35 |

<日程に関する注意>

- 1 「特別臨時的任用講師特例選考」は、第1次選考が免除されます。
- 2 時間については、ホームページ掲載又は郵送（希望者）の第1次選考当日案内で必ず確認してください。
- 3 「中・高共通美術」と「高等学校書道」には、第1次選考の専門教科の中に実技があります。
- 4 「中・高共通美術」と「高等学校書道」に教職大学院特別選考、社会人特別選考、本県実習助手等特例選考又は講師等特例選考A・Bで出願した方は、教職教養の時間は試験室で待機となります。

(4) 第1次選考会場

【千葉会場】

- ① 県立千葉高校 ② 県立千葉女子高校 ③ 県立千葉商業高校 ④ 県立磯辺高校
⑤ 県立千葉西高校 ⑥ 県立津田沼高校 ⑦ 県立船橋高校 ⑧ 県立国府台高校

【盛岡会場】

- ⑨ 岩手大学（岩手県盛岡市）
全学校種 [養護教諭を含む。]・全教科 [中・高美術、高等学校書道を除く。] で実施

【秋田会場】

- ⑩ 秋田大学（秋田県秋田市）
全学校種 [養護教諭を含む。]・全教科 [中・高美術、高等学校書道を除く。] で実施

【金沢会場】

- ⑪ 金沢星稜大学（石川県金沢市）
校種・教科：小学校・中学校 [技術]

※ 千葉、盛岡、秋田、金沢の会場選択は、「志願書」で申請してください。
出願後の変更はできません。

各会場の割振りについては、受験番号で行います。第1次選考当日案内で確認してください。
第1次選考当日案内は、受験票発送後（6月中旬～下旬）、ホームページに掲載します。

(5) 当日持参するもの

第1次選考当日に、以下の4点を持参してください。（忘れた場合は、受験できないことがあります。）

ア 受験票 ※写真が貼付されたもの

イ 面接カード原本 ※受験票に記載された受験番号を記入したうえ、写真を貼付してください。

※面接カードの内容が、志願書の内容と変わらないように注意して作成してください。

ただし、面接カードの志願理由と志願書の志願理由の記載は同一のものでなくても構いません。

ウ 面接カードのコピー（両面）2部（白黒・カラーどちらでも可） ※受験番号が記載されているか確認してください。

エ 返信用封筒（第1次選考結果通知用）

・角形2号のシール付きワンタッチ封筒 ・140円切手貼付

・表面：自分の氏名（様）と郵送先の郵便番号と住所を記載してください。

・裏面：差出人住所を記載してください。

差出人 〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎8階

千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室

※その他の持ち物は、「第1次選考実施案内」でお知らせします。

7 第2次選考（予定）

(1) 期日

ア 小学校以外の志願者 8月18日（土）、19日（日）、20日（月）

イ 小学校の志願者 8月24日（金）、25日（土）、26日（日）

※ 特別臨時的任用講師特例選考は、学校種・教科に関わらず8月24日（金）実施予定

(2) 選考内容

- ・個別面接
- ・模擬授業
- ・適性検査
- ・実技検査

実技検査は、以下の校種・教科等で実施します。

- ・小学校
- ・中学校（技術）
- ・中・高共通（音楽、美術、保健体育、家庭、英語）
- ・高等学校（書道、農業、工業、福祉、水産）

※ 特別臨時的任用講師特例選考は個別面接のみです。

※ 提出された書類全てを選考の資料とします。

なお、「教職経験者特例選考」（「元教諭特例選考」は除く。）志願者は勤務状況調書も選考の資料とします。

(3) 選考会場及び選考日程

会場及び日程については、第1次選考合格者に選考結果とともに別途通知します。

8 選考結果の通知（予定）

| 選考 | 時期 | 方法 |
|-------|------------|---|
| 第1次選考 | 7月下旬から8月上旬 | ・本人への通知 合否にかかわらず、郵送にて本人へ送付します。 |
| 第2次選考 | 10月中旬 | ・インターネット上での公表 ・千葉県教育委員会のホームページ上に合格者の受験番号を掲載します。 ※第2次選考の発表日時については9月末～10月上旬にホームページ及びツイッター上で告知します。 |

第2次選考不合格者の中から、成績が上位の者を「特別臨時的任用講師」候補者名簿に登載します。

<選考結果通知後の提出物について>

第1次選考・第2次選考ともに、合格者には、発表後、1週間以内に書類の提出を求めます（提出する書類の詳細は結果通知の際、指示します）。定められた期日までに提出されない場合、合格を取り消すことがあります。必ず、連絡が取れるようにしておいてください。

9 採用候補者名簿への登載

- 第2次選考合格者を、「平成31年度千葉県公立学校教員採用候補者」又は「平成31年度千葉市公立学校教員採用候補者」として、採用候補者名簿（以下「名簿」と記載）へ登載します。
- 次の場合は志願書への記入及び本人の申請に基づき名簿への登載を猶予します（志願書への記入がない場合は申請しても猶予は認められません。）。

| 名簿への登載を猶予できる者 | 猶予期間 | 名簿登載日 |
|--|------|-----------|
| 修士（教職修士を含む。以下同じ。）の学位、及び専修免許状の取得に、平成31年4月から1年間を要する者 ・平成30年度に大学院及び教職大学院1年生 ・平成31年4月から大学院及び教職大学院進学予定の者で、1年間で修士の学位及び専修免許状を取得見込の者 | 1年間 | 平成32年4月1日 |
| 修士の学位及び専修免許状の取得に、平成31年4月から2年間を要する者 ・平成31年4月から大学院及び教職大学院進学予定者 | 2年間 | 平成33年4月1日 |

※ 名簿登載猶予期間中に、修士の学位、及び第2次選考で合格した学校種・教科等と同一の専修免許状を取得することが条件となります。

※ 名簿登載猶予期間は、2年間を上限とします。

- 名簿の有効期間は選考の翌年度末までですが、名簿に登載されたことをもって直ちに採用されることにはなりません。ここ数年、教育職員免許状が取得できなかった等の事情がない限り、名簿登載者全員を採用しています。
- 教員免許更新制において、免許状の更新をせず、平成31年4月1日に効力を失っている場合は採用できません。
- 千葉県教育委員会、または千葉市教育委員会の指定する健康診断を行い、適当と認められない場合は、採用できない場合があります。
- 高等学校・特別支援学校については、市立学校に採用される場合があります。また、待遇面において県と市で異なる場合があります。

10 平成31年度（30年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考方針について

6月上旬から中旬に、千葉県教育委員会のホームページで公表します。

11 選考当日の緊急連絡について

悪天候等による交通機関の遅延等、選考当日の緊急連絡は、次のアドレスに掲載します。どちらのアドレスでも同様の情報を見ることができます。携帯電話、スマートフォン等からもアクセス可能です。

なお、「お知らせ」も随時掲載しますので、こまめに確認をお願いします。

- ◇ 千葉県教育委員会ホームページ ⇒ 「教員採用選考」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/saiyou/kyouin/index.html>

- ◇ Twitter（ツイッター）「千葉県教育委員会教職員課」

https://twitter.com/kyousai_Chiba



ホームページ



Twitter

12 選考結果の情報提供

選考結果については、千葉県個人情報保護条例第28条第1項の規定により口頭による開示請求を行うことができます（下表参照）。

本人であることを確認できる書類（受験票、運転免許証等）を持参して受験者本人が直接千葉県教育庁教育振興部教職員課へ来てください。電話、はがき等による請求では開示できません。

| 請求できる人 | 開示内容 | 開示期間及び時間 | 開示場所 |
|---------------|--|--|---|
| 第1次選考 不合格者 | ・第1次選考の成績の総合評価による区分(3ランク表示) ・第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点(実技を除く) | 第1次選考結果発表日から1か月間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで (土・日・祝日を除く) | 千葉県教育庁 教育振興部教職員課 (千葉県庁中庁舎8階) 千葉市中央区 市場町1-1 電話 043-223-4043 |
| 第2次選考 不合格者 | ・第2次選考の成績の総合評価による区分(3ランク表示) ・第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点(実技を除く) | 第2次選考結果発表日から1か月間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで (土・日・祝日を除く) | |
| 第2次選考 合格者 | ・第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点 | | |

13 参考【平成30年度（29年度実施）公立学校教員採用候補者選考 実技検査の概要】

| | |
|-----------|---|
| ○ 第1次選考 | |
| 中・高共通 | : 美術 鉛筆デッサン 高等学校専門教科: 書道 臨書(半紙) |
| ○ 第2次選考 | |
| 小学校 | : 器械運動(マット運動) |
| 中学校 | : 技術 木箱の製作 |
| 中・高共通 | : 音楽 任意の楽器の独奏又は独唱、ピアノ演奏、ピアノ弾き歌い、合唱指導 美術 静物画(鉛筆着彩) 保健体育 選択ア(柔道・剣道・バスケットボール・バレーボール・ソフトボールから1種目選択) 選択イ(マット運動・ハードル走・創作ダンスの中から1種目選択) 家庭 衣・食分野の基礎的な実技 英語 英語による面接及びALTとの模擬ティームティーチング |
| 高等学校専門教科: | 書道 臨書(半紙)、創作(半紙・半切)、実用書 農業 実物鑑定(園芸・食品製造・土木造園・畜産 共通) 工業 (機械)測定機器の使用法 実物の計測 ケガキ (電気)回路の見方・製作 倫理回路の理解 半田付け (工業化学)溶液の調整及びデータ処理 (建設)設計製図 福祉 介護実技 水産 魚体測定と解剖 干物の加工 航海の基礎知識 器具の取扱い・測定 結索・編網 |

※ 上記内容は、本年度の選考では変更することがあります。

※ 第2次選考の実技検査の内容については、1次選考の結果通知とともに、該当者にお知らせします。

14 その他

○合同実施について

千葉県と千葉市は従来通り、合同で教員採用候補者選考を実施します。平成29年度より千葉市教職員の給与負担が千葉県から千葉市へ移譲されたため、待遇面で千葉県と千葉市で異なります。

採用地区は、第2次選考合格者に希望をとり、千葉県と千葉市による協議の上決定しますので、希望と異なる場合があります。詳細については、2次合格者説明会でお知らせします。これらのことについて了解の上で志願してください。

15 志願書の記入例

平成31年度(30年度実施)千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考 志願書

受験番号(記入不要)
記入例

①受験区分コード 講師等特例A・Bの別 小英E・中複教教科W Eの場合、志願要件を記入
①英語免許取得見込み
②英語免許取得済み
③英語の...
②希望校種 「希望校種コード表」で選択
中・高共通区分で受験しない者は斜線とする。
③受験会場の希望 千葉...1
教員...2
会場...4
④性別 男=1 女=2

・受験区分名
中高・共通・国語・講師等特例選考

⑥生年月日 ①②③について、志願後の変更はできないので、留意する。
昭和=1 平成=2
年 月 日
27歳
平成31年4月1日現在

⑤氏名 上段はフリガナ
氏名 千 葉 花 子

⑦採用事務連絡先
・都道府県 千葉 1 2
・住所 都道府県名から番号、左詰めで記入する。 記入例:千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉 県 〇 〇 市 〇 〇 〇 2 - 2 1
・〒(郵便番号) 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇
・電話番号(固定電話) 左詰めで記入
〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇
・携帯電話番号(本人の携帯) 左詰めで記入
〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

⑧学歴
・卒業高等学校等
9 4 0 → 学校名(正式名称) 私立〇〇高等学校
「B高校等コード表」で選択
※卒業時の学校名がコード表に無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使う。
・最終学歴の種別 3
※卒業(見込)の最終学歴。大学院・専攻科・卒業を目的とする通信教育、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。
※卒業校、教員免許状取得のため一部単位移得目的の通信教育・科目等履修生、聴講生等は除く。養護教諭特別科はその他を選ぶ。
・最終学歴学校 2 9 9 0 → 学校名(正式名称) 私立〇〇大学
「C大学等コード表」で選択
※卒業時の学校名がコード表に無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使う。
・最終学歴学校の学部等 2 2 → 学部・学科等の正式名称(ない場合は無記入で可とする。) 〇〇学部〇〇学科
「E学部等コード表」で選択
・卒業(見込)年月 2 2 7 0 3
コードと学校名を両方記載する。

⑨職歴
・現職 2 → 「〇.1 国公立教員」「2 本県編任教員」「3 他県編任教員」「6 本採用公務員」「7.8 民間企業等勤務者」の場合、勤務先等を記入。
〇〇市立〇〇中学校臨任講師
・職歴種別 2 → 「2教職経験者」のうち現在無職の場合は、直近の勤務先について記入。
〇〇市立〇〇中学校 〇〇補助員 非常勤 学習補助
〇〇販売 常勤 〇〇の物品販売
〇〇販売 常勤 〇〇の物品販売
空欄には斜線を引く

過去の勤務先(平成27年度から平成29年度)

| 勤務年度 | 在職期間 | 勤務先等 | 職名 | 常勤・非常勤 | 職務内容(教科・時間数・その他) |
|------|-------------------------|-----------|-------|--------|------------------|
| 29年度 | 平成29年4月3日 ~ 平成30年3月30日 | 〇〇市立〇〇小学校 | 非常勤講師 | 非常勤 | 算数チームティーチング |
| | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| 28年度 | 平成28年9月2日 ~ 平成28年12月21日 | 〇〇市立〇〇中学校 | 〇〇補助員 | 非常勤 | 学習補助 |
| | 平成28年4月1日 ~ 平成28年4月30日 | 〇〇販売 | | 常勤 | 〇〇の物品販売 |
| | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| 27年度 | 平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日 | 〇〇販売 | | 常勤 | 〇〇の物品販売 |
| | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |

15 志願書の記入例

⑪教育職員免許状(見込を含む。)

- 【上段】「H免許コード表」の校種、教科、種を1~8に記入する。
- 【下段左側】「H免許コード表」で選択し、コードを1~8に4桁で記入する。
- 【下段右側】「K都道府県コード表」で選択し、都道府県のコードを免許コードの後ろに2桁で記入する。
- ※同一校種・教科の複数の免許状を有する場合は、上位免許状だけ記入する。

記入例

受験区分に係る免許

| | | | |
|---------------------------|----------------------------|----------------------|---------------------------|
| 1 中学校1種 国語 5 1 4 0 1 2 | 2 高等学校1種 国語 5 5 0 0 1 2 | 3 小学校1種 5 0 0 1 3 | 4 中学校2種 美術 5 2 1 0 1 2 |
| 5 | 6 | 7 | 8 |

※同一校種・教科の複数免許状を有する場合は、上位免許状だけ記入する。例えば、小学校1種と2種の両方を有する場合は、小学校1種だけを記入する。

⑫資格

- 【上段】「資格等コード表」の資格等を記入する(同表注意も参照)。
- 【下段】「資格等コード表」のコードを3桁で記入する。
- 特別選考・志願者の特例の要件となる資格は必ず記入する。

| | | |
|----------------------|----------------------|---|
| 1 実用英語検定準1級 2 2 1 | 2 TOEIC760点 2 2 1 | 3 |
|----------------------|----------------------|---|

⑮⑯⑰⑱について、志願後の変更はできないので、よく確認して記入する。

⑬千葉県受験回数(今回を含む。併願は含まない。)

| 区分 | 小学校 | 中・高 | 特別支援 | 養護教諭 |
|----|-----|-----|------|------|
| 回数 | | 2 | | |

⑰「ちば！教職たまごプロジェクト」

有 ※平成28年度～30年度で経験がある場合「有」を○で囲む。

平成 28 年度実施 平成 年度実施

※平成28年度～平成30年度のみ記入可

⑲小学校・特別支援教育併願

| 小学校併願 | 特別支援教育併願 |
|-------|----------|
| ○ | |

併願をする場合は、○を記入する。要項に書かれている要件をよく読み、記入すること。特に小学校の要件に注意する。

⑭講師登録

千葉県・千葉市の公立小・中・高等学校及び特別支援学校での臨時任用職員及び非常勤講師の登録のため、面接カードの内容を利用することに同意しますか。(あてはまるものを○で囲む)

1 同意する 2 同意しない 3 登録済み

保健体育の志願者のみ記入する。

⑮保健体育実技選択種目

「保健体育実技種目コード表」から選択し、記入する。

～ 選択種目A群 選択種目イ群

⑯配慮希望の有無

- 有 希望がある場合は「有」を○で囲む。

配慮の内容等

配慮希望がある場合は、○を付け、内容を下の欄に記入する。

⑰大学院名簿登載猶予希望

○「1年間」
○「2年間」
猶予を希望する者は「1年間」「2年間」のいずれかの()に○を記入する。

⑳養護教諭志願者の併願

○ 学校種(希望校種を○で囲む。複数選択可)
小学校、中学校、高等学校、特別支援教育教科(複数記入可)

㉔参加した部活動及びコンクール等の活動の記録

中学校3年間・高校3年間 バasketボール部所属
高校時、インターハイベスト4

㉗志願の理由(200字程度)

私は、千葉県・千葉市の実施する平成31年度公立学校教員採用候補者選考に、本志願書の記載のとおり志願します。
なお、私は、選考実施要項に掲げられた出願資格をすべて満たしており、千葉県・千葉市どちらに採用されてもよいことに同意します。

平成 30年 4月 13日 氏名 千葉 花子

16 面接カードの記入例
平成31年度（平成30年度実施）

面接カードは自筆で作成してください。

記入例

千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考・面接カード

| | | | | | | |
|---|---|---|--|---|--|--|
| ①受験区分 [A-1・A-2 コード表]から転記する | | ②希望校種 中・高共通のみ | | 受験番号 306011 <small>※受験票を見て間違いないように入力する。</small> | | |
| 受験区分名 中高・国語・講師等特例 | A・B B | E・W W | 中のみ・①中②高・①高②中・高のみのいずれかを記入する。 ①中②高 | | | |
| ⑤ 氏名 ちば はなこ 千葉 花子 | | ⑥ 生年月日 昭・平 〇年 5月 9日生 (〇〇)歳 | | 受験票に記載されている受験番号を確認して、各自で、記入をしてください。 平成31年4月1日現在 女 | | |
| ⑦ 現住所 千葉 都道 〇〇市〇〇〇 1 - 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 (電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇) (携帯 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇) | | 平成31年4月1日現在の年齢を記入する。 | | | | |
| ⑧ 採用事務連絡先 都道府県 同上 〒 - (電話 - -) | | 現住所と同じ場合は、「同上」と記入する。 | | | | |
| ⑨ 学歴 <small>高等学校から現在まで記入する。 国立、千葉県立、千葉市立、私立のように、設置者を記入する。 所在地の欄は学校所在地の都道府県を記入する。(外国の場合は国名)</small> | 学校名 (高校等) 私立 〇〇高等学校 全日制 普通科 (大学等) 私立 〇〇大学 〇〇部 〇〇科 (大学院・専攻科等) 国立 〇〇大学大学院 〇〇研究学科 〇〇選考 (通信等) 私立 〇〇大学 科目等履修生 | 所在地 都道府県等 千葉県 〇〇県 〇〇県 〇〇県 | 在学期間 昭和 〇〇年〇月～〇〇年〇月 平成 〇〇年〇月～〇〇年〇月 昭和 〇〇年〇月～〇〇年〇月 平成 〇〇年〇月～〇〇年〇月 | 卒業・修了見込等 卒業 卒業 修了 修了 | | |
| | 勤務先 〇〇市立〇〇中学校 〇〇市立〇〇小学校 〇〇市立〇〇中学校 株式会社〇〇 | 在職期間 例:H20/4～H24/6 H30/4～現在 H29/4～H30/3 H28/9～H28/12 H27/4～H28/4 | 正規 臨時採 臨時採 臨時採 正規 | 職名等 職名・担当教科・課・職務内容・その他 臨任講師・国語 非常勤講師・算数 〇〇補助教員・学習補助 〇〇販売 | 在職年月数 例:4年3か月 H30.5.1現在 2か月 12か月 4か月 1年1か月 | |
| | 旧免許状の方は、生年月日で修了確認期限を確認して記入してください。旧免許状の方が、平成21年4月以降に免許状を取得しても、その免許状は旧免許状です。新免許状の方は免許状に記載された有効期限を記入してください。取得見込みの場合は、斜線を引いてください。 | | | | | |
| | 空欄となる箇所には斜線を引いてください。 | | | | | |
| ⑩ 教育職員免許状 <small>臨時免許状を除き受験区分に関係する順に記入する。記入欄が不足する場合は別紙に記入する。 授与権者は、都道府県名を記入する。見込みの者は申請予定の都道府県を記入する。 同一校種・教科の複数の免許状を有する場合は、上位免許状だけ記入する。</small> | 取得(見込)年月日 H27年 3月 〇日 H27年 3月 〇日 H31年 3月 見込 | 有効期間の満了の日又は修了確認期限 〇年 〇月 〇日 〇年 〇月 〇日 年 月 日 | 授与権者 千葉県 千葉県 東京 | 種類 中学校1種 高等学校1種 小学校1種 | 教科 国語 国語 | ⑪ 資格 「1資格等コード表」に該当する資格のみを記入する。 特別選考・特別選考の要件となる資格は必ず記入する。 資格などの名称 取得年月 実用英語検定準1級 H27年 9月 TOEIC 760点 H28年 9月 年月 |
| | 授与権者(免許状を発行した教育委員会)の都道府県を記入してください。取得見込みの場合は、申請予定の教育委員会の都道府県を記入してください。 | | | | | |
| | ⑫ 千葉県受験回数 ※今回を含む。併願は含まない。 | | | | | |
| | 区分 | 小学校 | 中学校 高等学校 | 特別支援 | 養護教諭 | |
| ⑬ 講師登録 千葉県・千葉市の公立小・中・高等学校及び特別支援学校での臨時的任用職員及び非常勤講師の登録のため、面接カードの内容を利用することに同意しますか。(あてはまるものを○で囲む) | 同意する | | 同意しない | | 登録済み | |

17 よくある質問

| | 内 容 |
|-----|---|
| Q 1 | 中学校（高等学校）の国語科教諭になりたいのですが、実施要項の対象校種等が「中・高共通」となっています。中学校（高等学校）のみを希望することはできますか。 |
| A 1 | できます。中・高共通の志願者については、1「中学のみ」、2「①中②高」、3「①高②中」、4「高校のみ」の中から、いずれか一つを選んで申告していただきます。ただし、2又は3を選んだ場合、採用枠等の関係により、第一希望にならない場合があります。なお、2又は3を選ぶ場合は中学校と高等学校の両方の免許が必要です。 |
| Q 2 | 大学院に進学するため、名簿登載の猶予を希望しますが、大学を卒業する際に必ず免許状を取得しなければなりませんか。 |
| A 2 | 第2次選考で合格した学校種・教科等の普通免許状を取得しなければなりません。また、大学院修士課程及び専門職学位課程を修了する際に、修士（教職修士を含む）の学位、及び専修免許状を取得することが条件です。 |
| Q 3 | 小学校の併願を考えています。条件を教えてください。 |
| A 3 | 中学校、中・高共通、高等学校、特別支援教育を志願する方で、小学校教諭普通免許状を取得しているか、H31. 3. 31 までに取得見込みの方は、併願することができます。 |
| Q 4 | 中・高数学を志願しておりますが、特別支援教育に強い関心があり、併願を希望しています。しかし、特別支援学校の免許を持っていませんし、臨任講師や「ちば！教職たまごプロジェクト」の経験ありません。それでも併願できるのでしょうか。 |
| A 4 | 小学校、中学校、中・高共通、高等学校を志願する方で、次のア～エのいずれかに該当する方は、併願をすることができます（複数該当可）。 ア 特別支援学校教諭普通免許状を取得しているか、H31. 3. 31 までに取得見込みである。 イ 特別支援学校で臨時的任用講師の経験がある。 ウ 特別支援学校で「ちば！教職たまごプロジェクト」の経験がある。 エ 特別支援教育に強い関心がある。 ご質問の内容は、「エ」に当てはまりますので、併願することができます。ただし、「イ～エ」で併願する方は、採用後、勤務しながら5年以内に特別支援学校教諭の普通免許状を取得しなくてはなりません。例えば、小、中、高のいずれかの免許状を持っている場合「講師又は教諭として、基礎免許状に相当する学部での3年以上の実務経験と6単位以上の科目を修得」することで特別支援学校教諭の普通免許状が取得可能です。なお、免許状取得にあたっては、千葉県教育委員会が実施している免許法認定講習（無料）がありますので、それを利用して免許状を取得することができます。 |
| Q 5 | 養護教諭を志願し、中・高の保健体育教諭を併願することはできますか。 |
| A 5 | 養護教諭を志願しながら、小学校、中学校、中・高共通、高等学校、特別支援教育の併願をすることができますが、相当する普通免許状を取得しているか、H31. 3. 31 までに取得見込みであることが条件となります（保健のみの免許状では併願できません。）。 |
| Q 6 | 小学校の英語教育推進枠について詳しく教えてください。 |
| A 6 | 小学校での英語の教科化に向けて、小学校で英語教育を推進できる教員を募集します。小学校の免許状に加えて、中・高いずれかの英語の免許状を有する方（H31. 3. 31 までに取得見込みでも可）、又は英語に関する資格を所有している方が対象です。採用は小学校となり、着任後すぐに、他の小学校の採用者と異なる勤務内容になることはありませんが、小学校の英語教育推進のため力を発揮してもらいたいと考えています。 |
| Q 7 | 小学校に志願するつもりですが、「ちば！教職たまごプロジェクト」には参加していません。採用には不利になりますか。 |
| A 7 | 「ちば！教職たまごプロジェクト」の経験がないことが採用に不利ということはありません。「ちば！教職たまごプロジェクト」は、公立小・中・特別支援学校の教諭、または養護教諭を目指す大学生・短期大学生・大学院生を対象として実践・体験の機会を提供し、教職への理解を深めるとともに、教員としての資質・能力の向上につなげるために実施しているものです。 教員としての実際の仕事を知る、また御自身の力量を高める貴重な場として、多くの方に経験していただきたいと考えています。 |

| | |
|-----|---|
| Q8 | 中学校の複数教科枠について詳しく教えてください。 |
| A8 | 中学校の複数教科の免許状を有する教員を募集します。 中学校(技術・家庭・美術)のいずれか一つの免許状とそれ以外の中学校の教科の免許状を有する方が対象です。採用は中学校となります。 例えば、中学校(技術)と中学校(数学)の免許状を有している場合、技術又は数学のどちらかで志願し、志願した教科の試験を受験します。 |
| Q9 | 特別支援教育枠について詳しく教えてください。 |
| A9 | 従来の特別支援学校枠を特別支援教育枠としました。全ての学校種において、特別支援教育を推進していくためです。特別支援教育を推進していくことに関心の高い教員を募集します。 特別支援学校の免許状(いずれの特別支援教育領域でも可。ただし、自立教科等の免許状のみは除く)に加え、小・中・高のいずれかの免許状を有する方が対象です。採用時は、原則、特別支援学校とし、その後、小学校・中学校・高等学校へ異動することもあります。異動後は、それぞれの学校種で特別支援教育の推進に力を発揮してもらいたいと考えています。 |
| Q10 | 1次選考に持参する「面接カード」の記載事項を志願書で志願した時の内容と変更することは可能ですか。 |
| A10 | 志願書の内容を変更することはできません。(「志願の理由」を除く) 志願後の変更はできませんので、特に、②希望校種・③受験会場の希望・⑩保健体育実技選択種目 ⑪大学院名簿登載猶予・⑫併願希望などの項目は、慎重に記載をしてください。 なお、面接カードの「志願の理由」については、志願書の記載をもとに、改めて書くことができます。 |

18 提出前チェックリスト

| | チェック項目 | チェック欄 |
|----|--|--------------------------|
| 1 | 自分は電子申請か、郵送による申請か。 ※小学校一般選考に志願する方は、原則として電子申請により出願してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 郵送による志願の場合、次の3点がそろっているか。 「志願書」「受験票」「受験区分別提出書類」 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 郵送による志願の場合、普通郵便でなく、簡易書留で送付したか。 ※小学校一般選考に志願する方は、原則として電子申請により出願してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 郵送による志願の場合、受験票の郵送先(宛名住所)は、確実に郵便が配達される場所か。 ※不明な場合は、郵便局に確認してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 教職経験者特例選考の志願者は勤務校へ「勤務状況調書」を依頼したか。 ※元教諭特例選考、特別臨時的任用講師特例選考の方は除きます。 →P5へ | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 受験区分による必要な書類が添付されているか。 →P4、5へ ・教職経験者特例選考:「教職経験調書」、「教職経験を証明する書類」(講師等特例Bの方はH30年度第2次選考の選考結果通知書のコピーも含む。) ・教職大学院特別選考:「在学証明書」又は「卒業証明書」 ・中高英語特別選考:特別選考の要件を証明するコピー等 ・社会人特別選考:「社会人特別選考申告書」 ・養護教諭特別選考・特定教科特別選考:「実務経験証明書」・特別選考の要件を証明するコピー等 ・身体障害者を対象とした特別選考:身体障害者手帳のコピー ・小学校英語教育推進枠 英語免許状のコピーもしくは資格を証明する書類のコピー | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 志願書に記載した内容に間違いはないか。必ず確認したうえで郵送、もしくは送信すること。 受験会場 配慮希望の有無 併願 教育職員免許状 各種コード など | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 提出書類の送付先は間違っていないか。 →P6へ | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 志願書と面接カードの記載内容に違いはないか。 ※志願の理由は、同一の内容でなくても構いません。 | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 1次選考当日に持参するもの ※忘れた場合受験できないことがあります。 ①受験票 (電子申請の場合、印刷して厚紙に貼り、写真を貼付したか。) ②面接カードの原本 (受験票の受験番号を正確に記入したか。写真を貼付したか。) ③面接カードのコピー2部 ④返信用封筒(角2号のシール付きワンタッチ封筒 140円切手添付) →P8へ | <input type="checkbox"/> |

平成31年度 コード一覧

A-1 校種・教科コード表

| 校種 教科 | コード |
|-----------------|-----|
| 小学校(推薦) | 10 |
| 小学校新卒 | 11 |
| 小学校既卒 | 12 |
| 中学校技術 | 20 |
| 中高共通 国語 | 30 |
| 中高共通 社会 | 31 |
| 中高共通 数学 | 32 |
| 中高共通 理科 | 33 |
| 中高共通 音楽 | 34 |
| 中高共通 美術 | 35 |
| 中高共通 保健体育 | 36 |
| 中高共通 家庭 | 37 |
| 中高共通 英語 | 38 |
| 中高共通 英語特別 ※16 | 39 |
| 高等学校 農業(土木造園) | 40 |
| 高等学校 農業(食品製造) | 42 |
| 高等学校 農業(園芸) | 43 |
| 高等学校 工業(電気) | 44 |
| 高等学校 工業(機械) | 45 |
| 高等学校 工業(工業化学) | 54 |
| 高等学校 工業(建設) | 55 |
| 高等学校 商業 | 46 |
| 高等学校 書道 | 47 |
| 高等学校 福祉 | 48 |
| 高等学校 情報 | 49 |
| 高等学校 水産 | 50 |
| 特別支援教育 | 51 |
| 養護教諭 | 61 |
| 養護教諭特別選考 ※17 | 62 |
| 特定教科特別選考 情報 ※18 | 71 |
| 特定教科特別選考 看護 ※18 | 72 |
| 特定教科特別選考 福祉 ※18 | 73 |
| 特定教科特別選考 水産 ※18 | 74 |

A-2 選考種別コード表

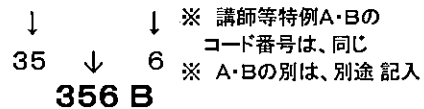
| コード | 選考種別 |
|-----|---------------|
| 0 | 大学推薦特別選考 |
| 1 | 一般選考 |
| 2 | 他県等現職特例選考 |
| 3 | 元教諭特例選考 |
| 4 | 社会人特別選考 |
| 5 | 本県現職実習助手等特例選考 |
| 6 | A 講師等特例選考A |
| | B 講師等特例選考B |
| 7 | 特別臨時的任用講師特例選考 |
| 8 | 教職大学院特別選考 |
| 9 | 身体障害者特別選考 |

※受験区分コードの例

小学校(推薦)・大学推薦の場合 小学校既卒・一般の場合



中高美術・講師特例A・Bの場合



※16中高共通 英語特別の区分コードは
391 と 399 のみ

※17養護教諭特別選考の区分コードは
621 と 629 のみ

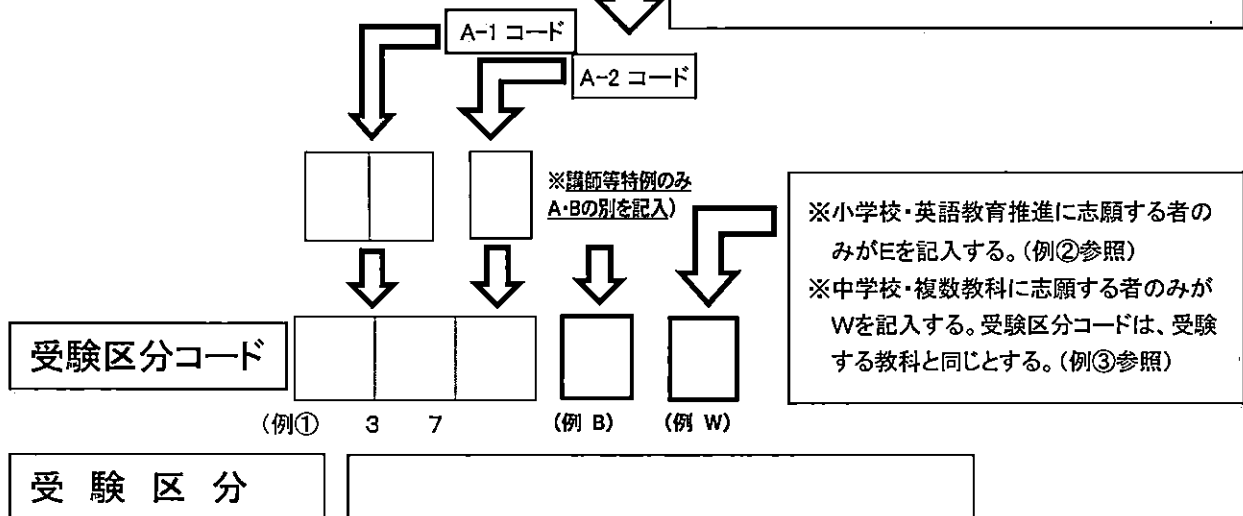
※18特定教科特別選考の区分コードは

情報 **711 と 719 のみ**

看護 **721 と 729 のみ**

福祉 **731 と 739 のみ**

水産 **741 と 749 のみ**



例① 376B : 中高共通 家庭 講師等特例 B

例② 111E : 小学校新卒一般 E or 126A E : 小学校既卒 講師等特例 A E

例③ 201W : 中学校技術一般 W or 323W : 中高共通数学 元教諭特例 W or 356B W : 中高共通美術 講師等特例 B W

B 高校等コード表

【県立高等学校】

| | 校名 | コード | | |
|------|-------|------|------|-----|
| ア | 旭農業 | 011 | | |
| | 姉崎 | 012 | | |
| | 我孫子 | 013 | | |
| | 我孫子東 | 422 | | |
| | 天羽 | 014 | | |
| | 安房 | 015 | | |
| | 安房拓心 | 017 | | |
| | イ | 泉 | 019 | |
| | | 磯辺 | 020 | |
| | | 市川北 | 021 | |
| 市川扉 | | 423 | | |
| 市川工業 | | 022 | | |
| 市川西 | | 023 | | |
| 市川東 | | 024 | | |
| 市川南 | | 025 | | |
| 一宮商業 | | 026 | | |
| 市原 | | 027 | | |
| 市原緑 | 029 | | | |
| 市原八幡 | 030 | | | |
| 印旛 | 032 | | | |
| 印旛明誠 | 424 | | | |
| ウ | 浦安 | 033 | | |
| | 浦安南 | 034 | | |
| オ | 生浜 | 035 | | |
| | 大網 | 419 | | |
| | 大多喜 | 036 | | |
| | 大原 | 038 | | |
| カ | 小見川 | 039 | | |
| | 柏(県立) | 042 | | |
| | 柏井 | 043 | | |
| | 柏中央 | 045 | | |
| | 柏の葉 | 417 | | |
| | 柏南 | 047 | | |
| | 上総 | 048 | | |
| | 勝浦若潮 | 049 | | |
| | 葛南工業 | 050 | | |
| | 鎌ヶ谷 | 051 | | |
| キ | 鎌ヶ谷西 | 052 | | |
| | 木更津 | 053 | | |
| | 木更津東 | 054 | | |
| | 君津 | 055 | | |
| | 君津青葉 | 056 | | |
| | 君津商業 | 057 | | |
| | 行徳 | 058 | | |
| | ク | 九十九里 | 059 | |
| | | ケ | 京葉 | 060 |
| | | | 京葉工業 | 061 |
| 検見川 | | | 062 | |
| コ | 国府台 | 063 | | |
| | 小金 | 064 | | |
| | 国分 | 065 | | |
| | 慣橋 | 066 | | |
| | 湖北 | 067 | | |
| サ | 佐倉 | 068 | | |
| | 佐倉西 | 069 | | |
| | 佐倉東 | 070 | | |
| | 佐倉南 | 071 | | |
| | 佐原 | 072 | | |
| | 佐原白楊 | 073 | | |
| シ | 清水 | 075 | | |
| | 下総 | 076 | | |
| | 沼南 | 077 | | |
| | 沼南高柳 | 078 | | |
| セ | 白井 | 080 | | |
| | 関宿 | 081 | | |
| ソ | 匝瑳 | 082 | | |
| | 袖ヶ浦 | 083 | | |
| タ | 多古 | 084 | | |

| | 校名 | コード | |
|------|-----------|----------|-----|
| タ | 館山総合 | 420 | |
| チ | 千城台 | 086 | |
| | 千葉(県立) | 088 | |
| | 千葉大宮 | 089 | |
| | 千葉北 | 090 | |
| | 千葉工業 | 091 | |
| | 千葉商業 | 092 | |
| | 千葉女子 | 093 | |
| | 千葉西 | 094 | |
| | 千葉東 | 095 | |
| | 千葉南 | 096 | |
| ツ | 銚子(県立) | 098 | |
| | 銚子商業 | 099 | |
| | 長生 | 102 | |
| | 津田沼 | 103 | |
| | 鶴舞桜が丘 | 414 | |
| | ト | 東金 | 105 |
| | | 東金商業 | 106 |
| | | 東総工業 | 107 |
| | | 土気 | 108 |
| | | 富里 | 109 |
| ナ | | 長狭 | 110 |
| | | 流山 | 111 |
| | | 流山おおたかの森 | 418 |
| | | 流山北 | 421 |
| | | 流山南 | 115 |
| | 成田北 | 117 | |
| | 成田国際 | 118 | |
| | 成田西陵 | 119 | |
| | 成東 | 120 | |
| | 野田中央 | 415 | |
| ハ | 柏陵 | 123 | |
| | 東葛飾 | 124 | |
| フ | 布佐 | 125 | |
| | 船橋(県立) | 127 | |
| | 船橋旭 | 128 | |
| | 船橋北 | 129 | |
| | 船橋啓明 | 425 | |
| | 船橋古和釜 | 130 | |
| | 船橋芝山 | 131 | |
| | 船橋豊富 | 132 | |
| | 船橋西 | 133 | |
| | 船橋東 | 134 | |
| マ | 船橋二和 | 135 | |
| | 船橋法典 | 136 | |
| | 幕張総合 | 137 | |
| | 松尾 | 138 | |
| | 松戸(県立) | 140 | |
| | 松戸秋山 | 141 | |
| | 松戸向陽 | 426 | |
| | 松戸国際 | 142 | |
| | 松戸馬橋 | 143 | |
| | 松戸南 | 144 | |
| 松戸六実 | 145 | | |
| 松戸矢切 | 146 | | |
| ミ | 岬 | 147 | |
| モ | 実榎 | 148 | |
| | 茂原 | 149 | |
| ヤ | 茂原樟陽 | 416 | |
| | 薬園台 | 152 | |
| ヨ | 八街 | 153 | |
| | 八千代 | 154 | |
| | 八千代西 | 155 | |
| | 八千代東 | 156 | |
| | 四街道 | 157 | |
| ワ | 四街道北 | 158 | |
| | 若松 | 160 | |
| 他 | 他の都道府県立高校 | 920 | |

【市立高等学校】

| | 校名 | コード |
|---|------------|-----|
| イ | 市立稲毛 | 031 |
| カ | 市立柏 | 041 |
| チ | 市立千葉 | 087 |
| | 市立銚子 | 097 |
| ナ | 市立習志野 | 116 |
| フ | 市立船橋 | 126 |
| マ | 市立松戸 | 139 |
| 他 | 他都道府県の市立高校 | 930 |

【国立高等学校】

| | 校名 | コード |
|---|--------|-----|
| 国 | 国立高等学校 | 910 |

【私立高等学校】

| | 校名 | コード |
|------------|-------------|-----|
| ア | 愛国学園大学附属四街道 | 301 |
| | あずさ第一 | 703 |
| | 我孫子二階堂 | 302 |
| イ | 市川 | 303 |
| | 市原中央 | 304 |
| ウ | 植草学園大学附属 | 305 |
| オ | 桜林 | 312 |
| | 木更津総合 | 701 |
| キ | 木更津中央 | 307 |
| | 暁星国際 | 308 |
| ケ | 敬愛学園 | 309 |
| | 敬愛大学八日市場 | 310 |
| コ | 国府台女子学院 | 311 |
| | 志学館 | 313 |
| シ | 芝浦工業大学柏 | 314 |
| | 渋谷教育学園幕張 | 315 |
| | 秀明八千代 | 316 |
| | 昭和学院 | 317 |
| | 昭和学院秀英 | 318 |
| | 翔凜 | 329 |
| | 聖徳大学附属女子 | 319 |
| | 西武台千葉 | 320 |
| | 清和女子短期大学附属 | 321 |
| | 専修大学松戸 | 322 |
| 夕 | 拓殖大学紅陵 | 323 |
| チ | 千葉英和 | 324 |
| | 千葉学芸 | 325 |
| | 千葉敬愛 | 326 |
| | 千葉経済大学附属 | 327 |
| | 千葉県安房西 | 328 |
| | 千葉商科大学付属 | 330 |
| | 千葉聖心 | 331 |
| | 千葉日本大学第一 | 332 |
| | 千葉萌陽 | 333 |
| | 千葉明德 | 335 |
| 千葉黎明 | 336 | |
| 中央学院 | 337 | |
| 中央国際 | 705 | |
| ト | 東海大学付属浦安 | 338 |
| | 東海大学付属市原望洋 | 339 |
| ナ | 東京学館 | 340 |
| | 東京学館浦安 | 341 |
| | 東京学館船橋 | 342 |
| | 東邦大学付属東邦 | 343 |
| | 東葉 | 344 |
| 時任学園中等教育学校 | 345 | |
| 成田 | 346 | |
| 中山学園 | 704 | |
| ニ | 日本体育大学柏 | 306 |
| | 二松学園大学附属柏 | 347 |
| | 日本大学習志野 | 348 |
| 日出学園 | 349 | |
| 文理開成 | 334 | |
| 不二女子 | 350 | |
| 明聖 | 351 | |

| | 校名 | コード |
|---|-----------|-----|
| モ | 茂原北陵 | 352 |
| ヤ | 八千代松陰 | 353 |
| ヨ | 横芝敬愛 | 354 |
| リ | 流通経済大学附属柏 | 355 |
| レ | 麗澤 | 356 |
| ワ | 和洋国府台女子 | 357 |
| | わせがく | 702 |
| 他 | その他の私立高校 | 940 |

【県立特別支援学校】

| | 校名 | コード |
|------------|----------------|-----|
| ア | 我孫子特別支援 | 201 |
| | 安房特別支援 | 202 |
| イ | 夷隅特別支援 | 203 |
| | 市川特別支援(県立) | 204 |
| | 市原特別支援 | 206 |
| | 印旛特別支援 | 207 |
| | 飯高特別支援 | 237 |
| オ | 大網白里特別支援 | 238 |
| | 柏特別支援 | 208 |
| カ | 香取特別支援 | 209 |
| キ | 君津特別支援 | 210 |
| コ | 湖北特別支援 | 235 |
| | 栄特別支援 | 242 |
| サ | 桜が丘特別支援 | 211 |
| | 袖ヶ浦特別支援 | 212 |
| チ | 千葉盲 | 213 |
| | 千葉特別支援 | 214 |
| ニ | 千葉聾 | 215 |
| | 銚子特別支援 | 217 |
| ト | 長生特別支援 | 218 |
| | つくし特別支援 | 227 |
| ナ | 東金特別支援 | 219 |
| | 富里特別支援 | 220 |
| ノ | 特別支援学校流山高等学園 | 230 |
| | 特別支援学校市川大野高等学園 | 234 |
| 習志野特別支援 | 239 | |
| 仁戸名特別支援 | 221 | |
| 野田特別支援 | 222 | |
| 船橋特別支援(県立) | 224 | |
| 船橋夏見特別支援 | 240 | |
| 槇の実特別支援 | 225 | |
| 松戸特別支援 | 226 | |
| 八千代特別支援 | 228 | |
| 矢切特別支援 | 241 | |
| 八日市場特別支援 | 229 | |
| 四街道特別支援 | 231 | |

【市立特別支援学校】

| | 校名 | コード |
|---|-------------|-----|
| イ | 市川市立須和田の丘支援 | 205 |
| チ | 千葉市立養護 | 216 |
| | 千葉市立第二養護 | 233 |
| | 千葉市立高等特別支援 | 236 |
| フ | 船橋市立船橋特別支援 | 223 |

【国立特別支援学校】

| | 校名 | コード |
|---|----------------|-----|
| チ | 千葉大学教育学部附属特別支援 | 001 |
| ツ | 筑波大学附属聴覚特別支援 | 002 |

【その他の特別支援学校】

| | 校名 | コード |
|---|------------|-----|
| 他 | その他の特別支援学校 | 950 |

【国立高等専門学校】

| | 校名 | コード |
|---|---------|-----|
| キ | 木更津工業高専 | 003 |
| 他 | その他の高専 | 960 |

【その他(高卒認定等)】

| | 校名 | コード |
|---|------------|-----|
| 他 | その他(高卒認定等) | 990 |

※卒業時の校名が無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使ってください。

C 大学等コード表 (1/2)

【国立大学】

| | 校名 | コード |
|---|---------------|------|
| ア | 愛知教育大学 | 0001 |
| | 秋田大学 | 0002 |
| イ | 茨城大学 | 0009 |
| | 岩手大学 | 0010 |
| ウ | 宇都宮大学 | 0016 |
| エ | 愛媛大学 | 0020 |
| オ | 大分大学 | 0024 |
| | 大阪大学 | 0026 |
| | 大阪外国語大学 | 0027 |
| | 大阪教育大学 | 0028 |
| | 岡山大学 | 0029 |
| | 小樽商科大学 | 0030 |
| | お茶の水女子大学 | 0031 |
| | 帯広畜産大学 | 0032 |
| カ | 香川大学 | 0040 |
| | 鹿児島大学 | 0042 |
| | 金沢大学 | 0043 |
| | 鹿屋体育大学 | 0044 |
| キ | 北見工業大学 | 0053 |
| | 岐阜大学 | 0054 |
| | 九州大学 | 0050 |
| | 九州芸術工科大学 | 0051 |
| | 九州工業大学 | 0052 |
| | 京都大学 | 0055 |
| | 京都教育大学 | 0056 |
| | 京都工芸繊維大学 | 0057 |
| ク | 熊本大学 | 0063 |
| | 群馬大学 | 0064 |
| コ | 高知大学 | 0070 |
| | 神戸大学 | 0072 |
| サ | 埼玉大学 | 0079 |
| サ | 佐賀大学 | 0080 |
| シ | 滋賀大学 | 0087 |
| | 静岡大学 | 0089 |
| | 島根大学 | 0090 |
| | 上越教育大学 | 0092 |
| | 信州大学 | 0093 |
| セ | 政策研究大学院大学 | 0098 |
| ソ | 総合研究大学院大学 | 0099 |
| チ | 千葉大学 | 0111 |
| ツ | 筑波大学 | 0115 |
| テ | 電気通信大学 | 0119 |
| ト | 東京大学 | 0123 |
| | 東京外国語大学 | 0125 |
| | 東京海洋大学 | 0122 |
| | 東京学芸大学 | 0126 |
| | 東京芸術大学 | 0128 |
| | 東京工業大学 | 0129 |
| | 東京農工大学 | 0132 |
| | 東北大学 | 0133 |
| | 徳島大学 | 0134 |
| | 鳥取大学 | 0136 |
| | 富山大学 | 0137 |
| | 豊橋技術科学大学 | 0139 |
| ナ | 長岡技術科学大学 | 0150 |
| | 長崎大学 | 0151 |
| | 名古屋大学 | 0152 |
| | 名古屋工業大学 | 0153 |
| | 奈良教育大学 | 0154 |
| | 奈良女子大学 | 0155 |
| | 奈良先端科学技術大学院大学 | 0157 |
| | 鳴門教育大学 | 0156 |
| ニ | 新潟大学 | 0162 |

| | 校名 | コード |
|---|---------------|------|
| ヒ | 一橋大学 | 0180 |
| | 兵庫教育大学 | 0181 |
| | 弘前大学 | 0182 |
| | 広島大学 | 0183 |
| フ | 福井大学 | 0184 |
| | 福岡教育大学 | 0186 |
| | 福島大学 | 0187 |
| ホ | 北陸先端科学技術大学院大学 | 0195 |
| | 北海道大学 | 0196 |
| | 北海道教育大学 | 0197 |
| ミ | 三重大学 | 0205 |
| | 宮城教育大学 | 0206 |
| | 宮崎大学 | 0207 |
| ム | 室蘭工業大学 | 0214 |
| ヤ | 山形大学 | 0224 |
| | 山口大学 | 0225 |
| | 山梨大学 | 0226 |
| ヨ | 横浜国立大学 | 0236 |
| リ | 琉球大学 | 0243 |
| ワ | 和歌山大学 | 0250 |
| 他 | その他の国立大学 | 0990 |

【公立大学】

| | 校名 | コード |
|---|-------------|------|
| ア | 愛知県立大学 | 0501 |
| | 愛知県立芸術大学 | 0502 |
| イ | 岩手県立大学 | 0510 |
| オ | 大阪市立大学 | 0522 |
| | 大阪府立大学 | 0523 |
| カ | 神奈川県立保健福祉大学 | 0528 |
| | 金沢美術工芸大学 | 0529 |
| キ | 北九州市立大学 | 0534 |
| | 京都市立芸術大学 | 0537 |
| | 京都府立大学 | 0538 |
| ク | 熊本県立大学 | 0549 |
| | 群馬県立女子大学 | 0551 |
| ケ | 県立広島大学 | 0552 |
| コ | 神戸市外国語大学 | 0563 |
| サ | 埼玉県立大学 | 0568 |
| シ | 静岡県立大学 | 0574 |
| | 首都大学東京 | 0578 |
| タ | 高崎経済大学 | 0595 |
| チ | 千葉県立保健医療大学 | 7017 |
| ツ | 都留文科大学 | 0604 |
| ナ | 名古屋市立大学 | 0619 |
| ヒ | 兵庫県立大学 | 0642 |
| フ | 福岡女子大学 | 0646 |
| マ | 前橋工科大学 | 0650 |
| ヤ | 山梨県立大学 | 0670 |
| ヨ | 横浜市立大学 | 0684 |
| 他 | その他の公立大学 | 1990 |

【私立大学】

| | 校名 | コード |
|---|-----------|------|
| ア | 愛知学院大学 | 2010 |
| | 愛知学泉大学 | 2011 |
| | 青森大学 | 2013 |
| | 青山学院大学 | 2015 |
| | 芦屋大学 | 2017 |
| | 亜細亜大学 | 2020 |
| | 麻布大学 | 2023 |
| | 跡見学園女子大学 | 2025 |
| | 足利工業大学 | 2746 |
| イ | いわき明星大学 | 2029 |
| | 石巻専修大学 | 2030 |
| | 茨城キリスト教大学 | 2035 |

| | 校名 | コード |
|---|--------------|------|
| ウ | 上野学園大学 | 2040 |
| | 植草学園大学 | 2041 |
| エ | 江戸川大学 | 2042 |
| オ | 桜美林大学 | 2045 |
| | 大阪経済大学 | 2049 |
| | 大阪体育大学 | 2050 |
| | 大阪大谷大学 | 2055 |
| | 大妻女子大学 | 2060 |
| | 岡山理科大学 | 2065 |
| | 大阪電気通信大学 | 2747 |
| カ | 学習院大学 | 2070 |
| | 学習院女子大学 | 2071 |
| | 開智国際大学 | 2597 |
| | 鹿児島国際大学 | 2072 |
| | 神奈川大学 | 2075 |
| | 金沢星稜大学 | 2076 |
| | 鎌倉女子大学 | 2080 |
| | 川村学園女子大学 | 2090 |
| | 関西大学 | 2095 |
| | 関西外国語大学 | 2096 |
| | 関西学院大学 | 2100 |
| | 関西国際大学 | 2103 |
| | 神田外語大学 | 2105 |
| | 関東学院大学 | 2110 |
| | 関東学園大学 | 2115 |
| | 神奈川工科大学 | 2748 |
| | 金沢学院大学 | 2749 |
| キ | 畿央大学 | 2117 |
| | 北里大学 | 2120 |
| | 岐阜聖徳学園大学 | 2125 |
| | 岐阜女子大学 | 2128 |
| | 九州女子大学 | 2130 |
| | 共愛学園前橋国際大学 | 2133 |
| | 京都外国語大学 | 2135 |
| | 京都女子大学 | 2140 |
| | 京都造形芸術大学 | 2145 |
| | 京都橘大学 | 2146 |
| | 京都ノートルダム女子大学 | 2147 |
| | 其立女子大学 | 2148 |
| | 杏林大学 | 2150 |
| | 近畿大学 | 2155 |
| | 金城学院大学 | 2157 |
| | 共栄大学 | 2756 |
| ク | 国立音楽大学 | 2160 |
| | くらしき作陽大学 | 2162 |
| | 群馬医療福祉大学 | 2163 |
| ケ | 敬愛大学 | 2165 |
| | 慶応義塾大学 | 2170 |
| コ | 工学院大学 | 2175 |
| | 皇學館大学 | 2180 |
| | 甲南女子大学 | 2181 |
| | 神戸海星女子学院大学 | 2182 |
| | 神戸松蔭女子学院大学 | 2183 |
| | 神戸女子大学 | 2185 |
| | 神戸親和女子大学 | 2190 |
| | 国学院大学 | 2195 |
| | 国際武道大学 | 2200 |
| | 国土館大学 | 2205 |
| | 駒澤大学 | 2210 |
| | 駒澤女子大学 | 2215 |
| サ | 埼玉学園大学 | 2219 |
| | 相模女子大学 | 2220 |
| | 札幌学院大学 | 2223 |
| | 埼玉工業大学 | 2751 |
| シ | 四国学院大学 | 2227 |
| | 四国大学 | 2230 |
| | 芝浦工業大学 | 2233 |
| | 実践女子大学 | 2235 |

※卒業時の校名が無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使ってください。
 ※大学院についても、この大学コードを使ってください。

C 大学等コード表 (2/2)

| | 校名 | コード | |
|--------|-----------|----------|------|
| シ | 四天王寺大学 | 2240 | |
| | 秀明大学 | 2245 | |
| | 十文字学園女子大学 | 2247 | |
| | 淑徳大学 | 2250 | |
| | 順天堂大学 | 2255 | |
| | 城西大学 | 2260 | |
| | 城西国際大学 | 2265 | |
| | 上智大学 | 2270 | |
| | 至学館大学 | 2417 | |
| | 湘南工科大学 | 2275 | |
| | 尚美学園大学 | 2280 | |
| | 昭和音楽大学 | 2290 | |
| | 昭和女子大学 | 2295 | |
| | 女子栄養大学 | 2300 | |
| | 女子美術大学 | 2305 | |
| | 白梅学園大学 | 2308 | |
| | 白百合女子大学 | 2310 | |
| | 仁愛大学 | 2752 | |
| | 尚絅学院大学 | 2755 | |
| | ス | 杉野服飾大学 | 2315 |
| 駿河台大学 | | 2317 | |
| セ | 聖学院大学 | 2318 | |
| | 成蹊大学 | 2320 | |
| | 成城大学 | 2325 | |
| | 聖心女子大学 | 2330 | |
| | 清泉女子大学 | 2335 | |
| | 聖徳大学 | 2340 | |
| | 西南学院大学 | 2341 | |
| | 清和大学 | 2342 | |
| | 専修大学 | 2345 | |
| | 洗足学園音楽大学 | 2350 | |
| | 仙台大学 | 2355 | |
| | ソ | 創価大学 | 2360 |
| | | 園田学園女子大学 | 2363 |
| | タ | 第一工業大学 | 2365 |
| | | 大正大学 | 2370 |
| | | 大東文化大学 | 2375 |
| 高松大学 | | 2377 | |
| 拓殖大学 | | 2380 | |
| 玉川大学 | | 2385 | |
| 多摩美術大学 | | 2390 | |
| チ | | 千葉科学大学 | 2392 |
| | | 千葉経済大学 | 2395 |
| | | 千葉工業大学 | 2400 |
| | | 千葉商科大学 | 2405 |
| | 中央大学 | 2410 | |
| | 中央学院大学 | 2415 | |
| | 中京大学 | 2420 | |
| | 中部大学 | 2423 | |
| ツ | 津田塾大学 | 2425 | |
| | 鶴見大学 | 2430 | |
| テ | 帝京大学 | 2435 | |
| | 帝京平成大学 | 2440 | |
| | 天理大学 | 2445 | |
| ト | 桐蔭横浜大学 | 2448 | |
| | 東海大学 | 2450 | |
| | 東海学園大学 | 2452 | |
| | 東京音楽大学 | 2455 | |
| | 東京家政大学 | 2460 | |
| | 東京家政学院大学 | 2465 | |
| | 東京基督教大学 | 2467 | |
| | 東京経済大学 | 2470 | |
| | 東京国際大学 | 2475 | |
| | 東京情報大学 | 2480 | |
| | 東京女子大学 | 2485 | |
| | 東京女子体育大学 | 2490 | |
| | 東京都市大学 | 2660 | |
| | 東京成徳大学 | 2495 | |

| | 校名 | コード | |
|--------|--------------|-----------|------|
| ト | 東京造形大学 | 2500 | |
| | 東京電機大学 | 2505 | |
| | 東京農業大学 | 2510 | |
| | 東京福祉大学 | 2513 | |
| | 東京未来大学 | 2514 | |
| | 東京理科大学 | 2515 | |
| | 同志社大学 | 2520 | |
| | 同志社女子大学 | 2521 | |
| | 桐朋学園大学 | 2523 | |
| | 東邦大学 | 2525 | |
| | 東邦音楽大学 | 2530 | |
| | 東北学院大学 | 2535 | |
| | 東北女子大学 | 2537 | |
| | 東北福祉大学 | 2540 | |
| | 東北文教大学 | 2541 | |
| | 東洋大学 | 2545 | |
| | 東洋英和女学院大学 | 2550 | |
| | 東洋学園大学 | 2552 | |
| | 常盤会学園大学 | 2553 | |
| 常盤大学 | 2554 | | |
| 徳島文理大学 | 2555 | | |
| 常葉大学 | 2557 | | |
| 獨協大学 | 2560 | | |
| 富山国際大学 | 2753 | | |
| ナ | 中村学園大学 | 2562 | |
| | 長崎純心大学 | 2563 | |
| | 名古屋経済大学 | 2564 | |
| | 名古屋芸術大学 | 2565 | |
| | 名古屋女子大学 | 2567 | |
| ニ | 新潟薬科大学 | 2569 | |
| | 二松学舎大学 | 2570 | |
| | 日本大学 | 2575 | |
| | 日本教育大学院大学 | 2577 | |
| | 日本工業大学 | 2578 | |
| | 日本社会事業大学 | 2580 | |
| | 日本女子大学 | 2585 | |
| | 日本女子体育大学 | 2590 | |
| | 日本赤十字看護大学 | 2593 | |
| | 日本体育大学 | 2595 | |
| 日本福祉大学 | 2600 | | |
| ノ | ノートルダム清心女子大学 | 2605 | |
| ハ | 白鷗大学 | 2606 | |
| | 八戸工業大学 | 2754 | |
| ヒ | 東大阪大学 | 2607 | |
| | 弘前学院大学 | 2608 | |
| | 広島文教女子大学 | 2610 | |
| | 広島国際学院大学 | 2750 | |
| | 姫路大学 | 2158 | |
| | フ | フェリス女学院大学 | 2615 |
| | | 福岡大学 | 2620 |
| 佛教大学 | | 2625 | |
| 文化学園大学 | | 2630 | |
| 文教大学 | | 2635 | |
| 文京学院大学 | | 2638 | |
| 法政大学 | | 2640 | |
| ホ | 北翔大学 | 2643 | |
| | 北陸学院大学 | 2644 | |
| | 北陸大学 | 2645 | |
| | 北海学園大学 | 2646 | |
| | 美作大学 | 2647 | |
| ミ | 宮城学院女子大学 | 2648 | |
| | 武蔵大学 | 2650 | |
| ム | 武庫川女子大学 | 2655 | |
| | 武蔵野大学 | 2663 | |
| | 武蔵野音楽大学 | 2665 | |
| | 武蔵野美術大学 | 2670 | |
| メ | 明海大学 | 2675 | |

| | 校名 | コード |
|---|----------|------|
| メ | 明治大学 | 2680 |
| | 明治学院大学 | 2685 |
| | 名城大学 | 2688 |
| | 明星大学 | 2690 |
| | 目白大学 | 2695 |
| モ | 盛岡大学 | 2700 |
| ヤ | 安田女子大学 | 2702 |
| リ | 立教大学 | 2705 |
| | 立正大学 | 2710 |
| | 立命館大学 | 2715 |
| | 龍谷大学 | 2720 |
| | 流通経済大学 | 2725 |
| | 了徳寺大学 | 2728 |
| レ | 麗澤大学 | 2730 |
| ワ | 和光大学 | 2735 |
| | 早稲田大学 | 2740 |
| | 和洋女子大学 | 2745 |
| 他 | その他の私立大学 | 2990 |

【公立短期大学】

| | 校名 | コード |
|---|------------|------|
| チ | 千葉県立衛生短期大学 | 4040 |
| 他 | その他の公立短期大学 | 4990 |

【私立短期大学】

| | 校名 | コード |
|---|---------------|------|
| ア | 青山学院女子短期大学 | 5030 |
| イ | 飯田女子短期大学 | 5050 |
| ウ | 植草学園短期大学 | 5055 |
| エ | 江戸川短期大学 | 5075 |
| オ | 大阪成蹊短期大学 | 5080 |
| カ | 鹿児島女子短期大学 | 5100 |
| | 関東短期大学 | 5120 |
| キ | 京都女子大学短期大学部 | 5140 |
| コ | 国学院大学栃木短期大学 | 5160 |
| サ | 札幌大谷大学短期大学部 | 5170 |
| | 三育学院短期大学 | 5175 |
| シ | 昭和音楽大学短期大学部 | 5230 |
| | 昭和学院短期大学 | 5240 |
| | 昭和女子大学短期大学部 | 5250 |
| | 女子栄養大学短期大学部 | 5260 |
| | 女子美術大学短期大学部 | 5270 |
| セ | 聖徳大学短期大学部 | 5280 |
| | 清和大学短期大学部 | 5300 |
| | 瀬戸内短期大学 | 5310 |
| | 洗足こども短期大学 | 5320 |
| チ | 千葉敬愛短期大学 | 5360 |
| | 千葉経済大学短期大学部 | 5370 |
| テ | 帝京短期大学 | 5383 |
| | 帝京平成看護短期大学 | 5385 |
| ト | 東海大学短期大学部 | 5388 |
| | 東京家政大学短期大学部 | 5390 |
| | 東京女子体育短期大学 | 5410 |
| | 東邦音楽短期大学 | 5430 |
| | 桐朋学園芸術短期大学 | 5440 |
| ニ | 日本体育大学女子短期大学部 | 5480 |
| 他 | その他の私立大学短期大学 | 5990 |

【養成機関】

| | 校名 | コード |
|---|--------------|------|
| チ | 千葉県立養護教諭養成所 | 6010 |
| ト | 都立公衆衛生看護専門学校 | 6020 |
| ヨ | 横浜高等教育専門学校 | 6030 |
| 他 | その他の教員養成機関 | 6990 |

【その他】

| | 校名 | コード |
|---|---------------|------|
| ホ | 放送大学(放送大学学園) | 0193 |
| 他 | 【その他の学校(機関)等】 | 9990 |

※卒業時の校名が無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使ってください。
 ※大学院についても、この大学コードを使ってください。

D 学歴種別コード表

| コード | 種別A | コード | 種別A |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 | 大学院 | 4 | 短大専攻科 |
| 2 | 大学専攻科 | 5 | 短期大学 |
| 3 | 大学 | 9 | その他 |

E 学部等コード表

| コード | 種別B | 説明 |
|-----|-------------|---|
| 10 | 国立教員養成大学・学部 | 国立の教員養成大学又は国立大学の教員養成学部 |
| 11 | 公立教員養成大学・学部 | 公立の教員養成大学又は公立大学の教員養成学部 |
| 12 | 私立教員養成大学・学部 | 私立の教員養成大学又は私立大学の教員養成学部 |
| 20 | 国立一般大学・学部 | 「10国立教員養成大学・学部」以外の国立大学・学部 |
| 21 | 公立一般大学・学部 | 「11教員養成大学・学部」以外の公立大学・学部 |
| 22 | 私立一般大学・学部 | 「12教員養成大学・学部」以外の私立大学・学部 |
| 30 | 短期大学 | 国・公・私立短期大学(短期大学の専攻科を含む。) |
| 40 | 指定教員養成機関等 | 指定教員養成機関 及び 国立養護教諭養成所 |
| 50 | 大学院等 | 国・公・私立大学の大学院及び専攻科 |
| 90 | その他(上記以外) | 高等学校卒業生(学校教育法第56条第1項の大学に入学することができる者を含む。)で他にあてはまらない者 |

F 現職コード表

| コード | 現職 |
|-----|---|
| 0 | 千葉県内公立学校で実習助手又は寄宿舎指導員として現在正式任用中の者 |
| 1 | 国立学校又は千葉県外の公立学校教員として現在正式任用中の者 |
| 2 | 千葉県内の公立学校教員として現在臨時的任用中の者(特別臨時的任用講師・非常勤を含む。) |
| 3 | 千葉県外の公立学校教員として現在臨時的任用中の者(非常勤を含む。) |
| 4 | 私立等教員(教員として上記0~3以外で任用中の者。臨任・非常勤を含む。) |
| 5 | 学生 ※科目等履修生は含まない。 |
| 6 | 本採用の公務員(教員を除く、県内外の公務員全般) |
| 7 | 民間企業等勤務者(3年以上) |
| 8 | 民間企業等勤務者(3年未満) |
| 9 | 無職 |
| 10 | その他 |

G 職歴コード表

| コード | 職歴名 | 説明 |
|-----|------------------|--|
| 1 | 新規学卒者 | 本年度卒業予定者 |
| 2 | 教職経験者 | 現在の職、又は現在無職の場合は直前の職として、教員として勤務(非常勤・臨時的任用を含む。)していた者 ただし、民間企業等勤務経験者が教職を志して退職し、その後、非常勤・臨時的任用により教員を経験した場合は、教職経験者とせず、民間企業等経験者に含める。 |
| 3 | 民間企業等勤務経験者(3年以上) | 現在の職、又は現在無職の場合は直前の職として、教員以外の継続的な雇用(アルバイト等は除く。)に係る勤務経験が3年以上の者 教職を志して民間企業等を退職した後、非常勤・臨時的任用により教員を経験した場合は、教職経験者とせず、民間企業等経験者に含める。 |
| 4 | 民間企業等勤務経験者(3年未満) | 現在の職、又は現在無職の場合は直前の職として、教員以外の継続的な雇用(アルバイト等は除く。)に係る勤務経験が3年未満の者 教職を志して民間企業等を退職した後、非常勤・臨時的任用により教員を経験した場合は、教職経験者とせず、民間企業等経験者に含める。 |
| 5 | その他 | 上記1~4の区分にあてはまらない者 |

H 免許コード表

| 校種 | 教科 | 種 | コード | |
|-------|------|------|------|------|
| 小学校 | 専修 | 1種 | 5002 | |
| | | 2種 | 5004 | |
| | | 2種 | 5006 | |
| 中学校 | 国語 | 専修 | 5100 | |
| | | 1種 | 5140 | |
| | 2種 | 5200 | | |
| | 社会 | 専修 | 5102 | |
| | | 1種 | 5142 | |
| | 2種 | 5202 | | |
| | 数学 | 専修 | 5104 | |
| | | 1種 | 5144 | |
| | 2種 | 5204 | | |
| | 理科 | 専修 | 5106 | |
| | | 1種 | 5146 | |
| | 2種 | 5206 | | |
| | 音楽 | 専修 | 5108 | |
| | | 1種 | 5148 | |
| | 2種 | 5208 | | |
| | 美術 | 専修 | 5110 | |
| | | 1種 | 5150 | |
| | 2種 | 5210 | | |
| | 保健体育 | 専修 | 5112 | |
| | | 1種 | 5152 | |
| | 2種 | 5212 | | |
| | 技術 | 専修 | 5116 | |
| | | 1種 | 5156 | |
| | 2種 | 5216 | | |
| 家庭 | 専修 | 5118 | | |
| | 1種 | 5158 | | |
| 2種 | 5218 | | | |
| 英語 | 専修 | 5126 | | |
| | 1種 | 5166 | | |
| 2種 | 5226 | | | |
| 保健 | 専修 | 5114 | | |
| | 1種 | 5154 | | |
| 2種 | 5214 | | | |
| 中学その他 | | | 7770 | |
| 高等学校 | 国語 | 専修 | 5400 | |
| | | 1種 | 5500 | |
| | 地理歴史 | 専修 | 5404 | |
| | | 1種 | 5504 | |
| | 公民 | 専修 | 5406 | |
| | | 1種 | 5506 | |
| | 数学 | 専修 | 5408 | |
| | | 1種 | 5508 | |
| | 理科 | 専修 | 5410 | |
| | | 1種 | 5510 | |
| | 保健体育 | 専修 | 5420 | |
| | | 1種 | 5520 | |
| | 音楽 | 専修 | 5412 | |
| | | 1種 | 5512 | |
| | 美術 | 専修 | 5414 | |
| | | 1種 | 5514 | |
| | その他 | | | 9990 |

| 校種 | 教科 | 種 | コード |
|---------------------|----|------|------|
| 高等学校 | 工芸 | 専修 | 5416 |
| | | 1種 | 5516 |
| | 書道 | 専修 | 5418 |
| | | 1種 | 5518 |
| | 英語 | 専修 | 5454 |
| | | 1種 | 5554 |
| | 家庭 | 専修 | 5428 |
| | | 1種 | 5528 |
| | 情報 | 専修 | 5460 |
| | | 1種 | 5572 |
| | 農業 | 専修 | 5432 |
| | | 1種 | 5532 |
| | 工業 | 専修 | 5436 |
| | | 1種 | 5536 |
| | 商業 | 専修 | 5440 |
| | | 1種 | 5540 |
| | 水産 | 専修 | 5444 |
| | | 1種 | 5544 |
| | 商船 | 専修 | 5448 |
| | | 1種 | 5548 |
| | 看護 | 専修 | 5424 |
| | | 1種 | 5524 |
| | 福祉 | 専修 | 5462 |
| | | 1種 | 5574 |
| 独語 | 1種 | 5576 | |
| | 仏語 | 1種 | 5575 |
| 他の外国語 | 専修 | 5456 | |
| | 1種 | 5556 | |
| 保健 | 専修 | 5422 | |
| | 1種 | 5522 | |
| 高校その他 | | | 8880 |
| 特別支援学校(視覚障害者)・盲学校 | 専修 | 5918 | |
| | 1種 | 5923 | |
| 特別支援学校(聴覚障害者)・聾学校 | 専修 | 5919 | |
| | 1種 | 5924 | |
| 特別支援学校(知的障害者)・養護学校 | 専修 | 5920 | |
| | 1種 | 5925 | |
| 特別支援学校(肢体不自由者)・養護学校 | 専修 | 5921 | |
| | 1種 | 5926 | |
| 特別支援学校(病弱者)・養護学校 | 専修 | 5922 | |
| | 1種 | 5927 | |
| 養護教諭 | 専修 | 5980 | |
| | 1種 | 5982 | |
| 幼稚園 | 専修 | 5950 | |
| | 1種 | 5952 | |
| 幼稚園 | 専修 | 5954 | |
| | 2種 | 5954 | |

I 資格等コード表

- 注意 ※1 剣道・柔道:4段以上、書道:5段以上の場合
 ※2 剣道・柔道:初段から3段
 ※3 英検等A:英検1級、
 TOEIC860点・TOEFL590点以上の場合
 ※4 英検等B:英検準1級、
 TOEIC730点・TOEFL550点以上の場合
 ※5 英検C:英検2級、準2級
 ※6「情報処理技術者試験」によるもののみ

| コード | 資格等 |
|-----|-----------|
| 100 | 書道 ※1 |
| 200 | 剣道・4以上 ※1 |
| 201 | 剣道・初～3 ※2 |
| 210 | 柔道・4以上 ※1 |
| 211 | 柔道・初～3 ※2 |
| 220 | 英検等A ※3 |
| 221 | 英検等B ※4 |
| 226 | 英検C ※5 |
| 222 | 独語 |
| 223 | 仏語 |
| 224 | 韓国語 |
| 225 | 中国語 |
| 228 | 他の外国語 |
| 230 | 情報技術者 ※6 |
| 231 | 他のコンピュータ |
| 240 | 社会教育主事 |
| 250 | 司書 |
| 260 | 司書教諭 |
| 270 | 学芸員 |
| 280 | 管理栄養士 |
| 285 | 栄養士 |
| 290 | 調理師 |
| 300 | 手話 |
| 810 | 保健師 |
| 820 | 看護師 |
| 830 | 助産師 |
| 840 | 介護福祉士 |
| 850 | カウンセラー等 |
| 860 | 保育士 |
| 870 | 海技士 |

J 希望校種コード表

中高共通区分(受験区分コード301～399)で受験する者のみ、下記1～4のいずれかを選択しコードと希望校種名を転記する。

| コード | 希望校種名 | 説明 |
|-----|-------|---------------------|
| 1 | 中学のみ | 中学校教諭のみ希望する。 |
| 2 | ①中②高 | 第一希望中学校 第二希望高等学校 |
| 3 | ①高②中 | 第一希望高等学校 第二希望中学校 |
| 4 | 高校のみ | 高等学校教諭のみ希望する。 |

(注意) 免許状を取得していないか、取得見込みでない校種は、希望できません。

K 都道府県コード表

| コード | 県名 | コード | 県名 |
|-----|------|-----|------|
| 01 | 北海道 | 25 | 滋賀県 |
| 02 | 青森県 | 26 | 京都府 |
| 03 | 岩手県 | 27 | 大阪府 |
| 04 | 宮城県 | 28 | 兵庫県 |
| 05 | 秋田県 | 29 | 奈良県 |
| 06 | 山形県 | 30 | 和歌山県 |
| 07 | 福島県 | 31 | 鳥取県 |
| 08 | 茨城県 | 32 | 島根県 |
| 09 | 栃木県 | 33 | 岡山県 |
| 10 | 群馬県 | 34 | 広島県 |
| 11 | 埼玉県 | 35 | 山口県 |
| 12 | 千葉県 | 36 | 徳島県 |
| 13 | 東京都 | 37 | 香川県 |
| 14 | 神奈川県 | 38 | 愛媛県 |
| 15 | 新潟県 | 39 | 高知県 |
| 16 | 富山県 | 40 | 福岡県 |
| 17 | 石川県 | 41 | 佐賀県 |
| 18 | 福井県 | 42 | 長崎県 |
| 19 | 山梨県 | 43 | 熊本県 |
| 20 | 長野県 | 44 | 大分県 |
| 21 | 岐阜県 | 45 | 宮崎県 |
| 22 | 静岡県 | 46 | 鹿児島県 |
| 23 | 愛知県 | 47 | 沖縄県 |
| 24 | 三重県 | 48 | 外国 |

L 保健体育実技種目コード表

中高保健体育で受験する者のみ、選択種目のア群とイ群からそれぞれ1種目を選択し、志願書にコードを転記する。
 志願後の変更はできないので留意する。

| 選択種目ア群 | | 選択種目イ群 | |
|--------|----------|--------|-------|
| コード | 種目 | コード | 種目 |
| 1 | バスケットボール | 11 | ハードル走 |
| 2 | バレーボール | 12 | マット運動 |
| 3 | ソフトボール | 13 | 創作ダンス |
| 4 | 柔道 | | |
| 5 | 剣道 | | |

19 欠格事由

【地方公務員法第16条による欠格事由】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校教育法第9条による欠格事由】

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

20 問い合わせ先

- 〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1
千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室 TEL 043-223-4043
・千葉県教育委員会ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/index.html>
- 〒260-8730 千葉市中央区問屋町1-35
千葉市教育委員会教育総務部教育職員課 TEL 043-245-5940
・千葉市教育委員会ホームページ http://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kikaku/edu_index.html

【 志 願 から 第1次選考までの流れ 】

【小学校一般選考→電子申請による出願】

【ちば電子申請サービスの申請者情報登録】

事前に登録可能

志願の前に「ちば電子申請サービス」の申請者情報登録を行う。

申請者情報の仮登録

→ メールを受信

→ 申請者情報の本登録

【電子申請により「志願書」を入力・申請】

平成30年4月3日(火) 午前9時 受付開始

～5月2日(水) 午後5時締切

「ちば電子申請サービス」にアクセスして、志願書のフォームを入力し、インターネットを経由して申請する。

【「受験票」の作成】

平成30年6月中旬～下旬

「ちば電子申請サービス」にアクセスして受験票を印刷し、厚紙に糊付けして、写真を貼付する。

※受験票発行の開始については、メール及びツイッターでお知らせする。

【「面接カード」の作成】～平成30年7月7日

千葉県教育委員会のホームページから「面接カード」の様式をダウンロードし、自筆で作成し、写真を貼付する。受験票に記載されている受験番号を間違えないように転記する。

コピー2部を用意する。※「志願書」の内容と違いがないか注意する。

【第1次選考当日】平成30年7月8日(日)

「受験票」・「面接カード原本」・「面接カードのコピー2部」・「返信用封筒」を会場に持参し、選考を受ける。

【小学校一般選考以外⇒郵送による出願】

【「志願書」・「受験票」の作成】

千葉県教育委員会のホームページから「志願書」・「受験票」をダウンロードし、作成する。「受験区分別提出書類」がある場合は、用意する。

【「志願書」・「志願書のコピー2部」

・「受験票」を郵送】

平成30年4月3日(火)～5月9日(水)

※5月9日付消印有効

受験科目・校種・区分により送付先が異なるので注意する。

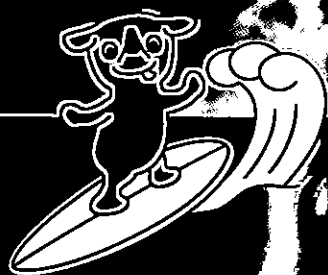
「受験区分別提出書類」がある場合は、同封する。必ず簡易書留で郵送する。

【「受験票」の返送】

平成30年6月中旬～下旬

受験票が返送される

ちばの先生になろうよ!!



藤原 清華 教諭
(小学校 千葉県出身)

子どもたちの夢を育てませんか

平成31年度 千葉県・千葉市公立学校 教員採用候補者選考案内

出願期間

平成30年4月3日(火)～5月9日(水)

第1次選考

平成30年7月8日(日)

千葉県教育委員会

検索

千葉市教育委員会

検索



教員採用選考情報 Twitter(ツイッター)



@kyousai_Chiba



みんなで取り組む
千葉の教育



中学校 千葉県出身
田代 友佳 教諭

「わかった！」という嬉しそうな笑顔や「先生聞いて！」という楽しそうな笑顔を見て、生徒たちから毎日たくさんの元気をもらっています。



特別支援 山形県出身
高橋 啓太 教諭

毎日の子どもとの関わりの中で大きな充実感を感じています。どのような手立てを講じれば、子どもたちは伸びていくのかを考えるのが楽しく、学びが多い日々を過ごしています。

中学校 千葉県出身
松澤 瞳 教諭



友好の精神
師走十五日

生徒の成長を感じ、共に喜び合える毎日を通して、「どうしたら生徒が自分の可能性を信じていることができるか。」と考え続ける毎日、とても充実しています！



中学校 千葉県出身
時谷 颯 教諭

小さな成長を生徒と共に味わえることが大きな喜びです。生徒の笑顔から元気をもらいながら、充実した日々を過ごしています。

小学校 千葉県出身
石橋 佳奈 教諭



わかったときの子どもたちの顔を見ると、達成感と充実感を味わうことができます。私は、元気いっぱいのお子様から充実した毎日を送る力の源をもらっています。



小学校 広島県出身
辻本 涼 教諭

夢だった教員になって1番の喜びは、子どもたちの成長を肌で感じられることです。共に学び、共に笑い、共に成長できる素晴らしい仕事です。毎日子どもたちの新しい成長にわくわくしながら働いています。

人間性豊かで、
教育愛と使命感に
満ちた教員

高い倫理観をもち、
心身ともに健康で、
明朗、快活な教員

幅広い教養と
学習指導の専門性
を身に付けた教員

求める教員像

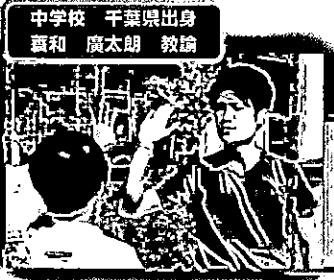
幼児児童生徒の
成長と発達を理解し、
悩みや思いを受け止め、
支援できる教員

組織の一員として
の責任感と協調性
をもち、互いに
高め合う教員



小学校 奈良県出身
杉本 彩 葵 教諭

素直で元気いっぱいの子どもたちと触れ合うと、ほっこり温かい気持ちになります。子どもたちの成長を支え、笑顔が広がる学校にしたいです。



中学校 千葉県出身
和田 広太朗 教諭

学校行事や部活動で、生徒たちと一緒に活動し、共に学び、成長できることがやりがいであり、楽しい日々を過ごしています。



中学校 宮城県出身
鈴木 志保 教諭

生徒のために教師として何ができるかを考えることがとても楽しいです。何事にも前向きで、一生懸命な生徒たちと過ごせることに幸せを感じます。



小学校 千葉県出身
佐々木 光司 教諭

「わかった」「できた」瞬間の子どもたちの笑顔は、私にやりがいを感じさせてくれます。子どもたちと分かち合えた喜びや感動の瞬間は、何より教師をして良かったと思わせてくれます。



小学校 千葉県出身
石井 春樹 教諭

できなかったことに挑戦する真剣な瞳、子どもとの生活に同じ日なんてありません。それだけ大変なことも多いですが、子どもの成長を感じた時のやりがいは本当に大きい仕事です。



高等学校 千葉県出身
北上 華奈子 教諭

学ぶことが多い毎日です。生徒の反応に一喜一憂しながらも、教員生活を楽しむことができます。

新みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン

【第2期千葉県教育振興基本計画】

「ふれる」・「かかわる」・そして「つながる」

夢・チャレンジプロジェクト

志を持ち、失敗を恐れず
チャレンジする人材を育てる

元気プロジェクト

ちばのポテンシャル(潜在能力)
を生かした教育立県の土台づくり

チームスピリットプロジェクト

教育の原点としての家庭の力を
高め、人づくりのために力をつなげる

千葉県教育の基本方針

【千葉県の教育の振興に関する大綱】

- ★豊かな人間性や道徳心
- ★確かな学力と夢や希望を持って歩いていく姿勢
- ★健康・体力と困難や逆境を乗り越えていく力
- ★郷土と国を愛する心、日本人としての誇りとグローバル化への対応力

を育む

- ★愛情と熱意にあふれた質の高い教員の育成
- ★地域社会全体で子どもたちを育成する体制づくり

に取り組む

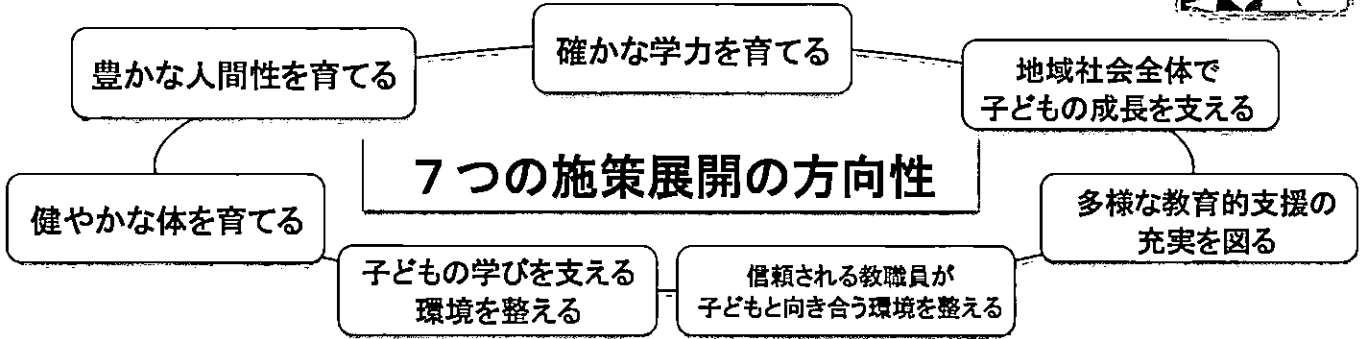
第2次千葉市学校教育推進計画

小学後 岩手県出身
冨柳 元気 教諭



【目指すべき子どもの姿】 夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども

【教育目標】 自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ



千葉県・千葉市の研修制度

専門性向上!
授業力向上!

20年経験者研修(千葉市)

中堅教諭等資質向上研修

ステップアップ研修

5年経験者研修

フォローアップ研修
リレー研修(千葉市)

初任者研修

採用前研修

ちば！教職たまごプロジェクト

学生のための教師未来塾

選考「長期研修」
教育専門職として資質能力を高め、本県のリーダーを育成するために、大学・大学院・教職大学院・企業等に派遣します。

希望研修「中堅教員サポート塾」
学校運営の中核を担うミドルリーダーとしての資質能力を高めます。

希望研修「若い教師のためのあすなろ塾」
若い先生の悩みや課題を解決し、教師に求められる資質や指導力を磨きます。

千葉県・千葉市教員等育成指標 策定
キャリアステージに応じた研修制度

【29年度実施の採用選考結果】

| 校種・教科・科目 | 志願者数 | 合格者数 |
|----------|-------|-------|
| 小学校 | 2,388 | 845 |
| 中学校 | | |
| 技術 | 20 | 14 |
| 国語 | 449 | 109 |
| 社会 | 697 | 96 |
| 数学 | 540 | 95 |
| 理科 | 419 | 111 |
| 音楽 | 157 | 29 |
| 美術 | 59 | 20 |
| 保健体育 | 927 | 84 |
| 家庭 | 84 | 29 |
| 英語 | 435 | 126 |
| 高等学校 | | |
| 農業 | 22 | 10 |
| 工業 | 26 | 9 |
| 商業 | 37 | 6 |
| 書道 | 38 | 2 |
| 福祉 | 10 | 1 |
| 情報 | 29 | 5 |
| 水産 | 4 | 1 |
| 看護 | 4 | 1 |
| 特別支援教育 | 524 | 173 |
| 養護教諭 | 344 | 43 |
| 合計 | 7,213 | 1,809 |

H31採用選考～変更点及び新たな取り組み～

求める教員像の改定

- 「千葉県・千葉市が求める教員像」を一部改定しました。
- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
 - 高い倫理観をもち、心身ともに健康で、明朗、快活な教員
 - 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
 - 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
 - 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

小学校英語教育推進枠の拡大

小学校英語教育推進枠について、「60名程度」としてきた募集人員を「80名程度」まで拡大します。

【出願資格】小学校の一般選考又は教職経験者特例選考を志願する者で下記の①から⑤のいずれかに該当する者

- ①中・高いずれかの英語の免許状を有するか、平成31年3月31日までに取得見込みであること
- ②実用英語技能検定準1級以上合格者
- ③TOEFL iBT80点 CBT213点 PBT550点 以上取得者
- ④TOEIC 730点以上取得者
- ⑤その他の試験で千葉県・千葉市教育委員会が②～④に相当すると認めた者

過去の選考問題

千葉県文書館にて、平成28年度実施以降の問題と解答の閲覧・コピーが可能です。

【千葉県文書館行政資料室】

〒260-0013 千葉市中央区中央4-15-7
電話 043-223-2658

身体障害者特別選考を行います。

身体障害者の方を対象に、特別選考を実施します。詳しくは志願の際にお問い合わせください。

志願手続きの一部電子化

小学校一般選考で、電子申請を導入します。志願手続きについては、要項で確認してください。

どの選考においても、志願時の提出物がこれまでと変更となります。詳しくは実施要項をご覧ください。



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

待遇

(1) 初任給(新卒の場合) H29実績

| | 小・中・高等学校 | 特別支援学校 |
|--------|----------|----------|
| 修士課程修了 | 264,319円 | 275,626円 |
| 大学卒 | 238,821円 | 249,042円 |
| 短期大学卒 | 212,968円 | 222,083円 |

初任給には、給料+教職調整額+地域手当+教員特別手当を含む。地域手当は千葉県採用者の場合で算出し、特別支援学校は給料の調整額を含む。

※通勤手当、扶養手当、住居手当なども支給されます。

※待遇は千葉県と千葉市で異なります。

(2) 賞与

| | |
|--------|-------------|
| □ 期末手当 | 年2回(6月、12月) |
| □ 勤勉手当 | 年2回(6月、12月) |

(3) 勤務条件

| | |
|--------|---|
| □ 勤務条件 | 1週間に38時間45分 |
| □ 休日等 | 土・日曜日、祝日、年末・年始 |
| □ 休暇等 | 年次休暇(20日)、療養休暇、看護休暇 特別休暇(夏季、慶弔、結婚、出産、育児ボランティア等による休暇)、育児休業等 ※千葉県と千葉市では休暇の名称や内容に違いがあるものもあります。 |

福利厚生(共済・互助会)

○厚生事業

人間ドックや各種検診の受診補助等の健康管理及び宿泊施設・保養施設、指定遊園施設の利用補助、また、各種セミナー等を行っています。

○主な給付

療養の給付・傷病手当金・育児休業手当金等の短期給付と、老齢・障害・遺族厚生年金等の長期給付があります。教職員が安心して勤務できるように、種々の給付を行っています。

問合せ

○千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室
TEL 043-223-4043

○千葉市教育委員会教育総務部教育職員課
TEL 043-245-5940

千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の変更点

平成**31**年度
(30年度実施)

新設

○小学校一般選考で電子申請による志願の受付を開始

変更

○求める教員像を改定
○小学校英語教育推進枠の志願要件に英語に関する資格を追加
募集枠を80名程度に拡大

千葉県・千葉市が求める教員像を改定

「千葉県・千葉市が求める教員像」を一部改定しました。

- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- 高い倫理観をもち、心身ともに健康で、明朗、快活な教員
- 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
- 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
- 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

小学校英語教育推進枠における志願要件の追加と枠の拡大

【志願要件の追加】

これまでの志願要件

小学校の免許状
+
中・高いずれかの
英語の免許状

新たな志願要件

小学校の免許状
+
中・高いずれかの英語の免許状
英語に関する資格

どちらでも可

【枠の拡大】

これまで「60名程度」としていた募集人員を「80名程度」に拡大します。

小学校一般選考で電子申請による志願の受付を開始

小学校一般選考で、インターネットを経由した電子申請による志願の受付を開始します。小学校一般選考への志願は、原則として「ちば電子申請サービス」を通じて、受験申込をしてください。

小学校一般選考以外に志願する方は、これまでどおり、郵送により受け付けます。

※どの選考においても、志願時の提出物がこれまでと変更となります。詳しくは実施要項をご覧ください。

【千葉県・千葉市教員採用選考の合同実施について】

千葉県と千葉市は従来通り、合同で教員採用候補者選考を実施します。

待遇面で千葉県と千葉市で異なることがあります。詳細については、2次合格者説明会でお知らせします。

詳細について、必ず実施要項で確認してください。

身体障害者特別選考実施

- ◇ 身体障害者手帳を所持している方で、児童生徒の教育に意欲のある方を募集します。
- ◇ 選考において、障害の内容・程度に応じた配慮をします。

1 学校種・教科

- ・ 全学校種・全教科(養護教諭を含む。)

2 募集人員

- ・ 約5名

3 受験年齢資格

- ・ 60歳未満(昭和34年4月2日以降に生まれた方)

4 必要な要件について

- ・ 当該の選考(一般選考、特例選考、特別選考)で**必要な志願要件**を満たすこと。
- ・ 身体障害者手帳の交付を受け、かつその障害の程度が1級から6級の方
- ・ 自力による通勤ができ、かつ介助者なしに職務遂行が可能な方

5 配慮事項について

障害の内容、程度に応じた配慮の具体例

- ・ 点字受験、パソコンによる問題文の読み取りや小論文の作成、拡大読書器の使用
- ・ 試験時間の延長、拡大文字等による受験
- ・ 要約筆記、手話通訳等
- ・ 障害の種類や程度により、選考内容の代替や免除

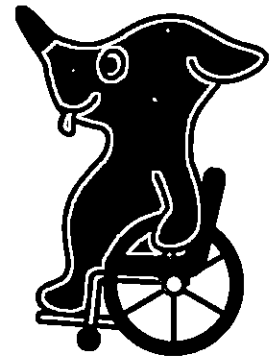
詳しくはご相談ください。

問い合わせ先

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1

千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室

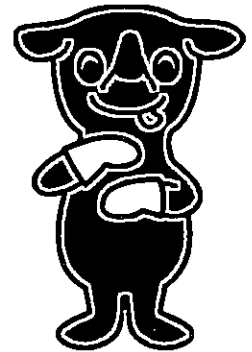
TEL 043-223-4043



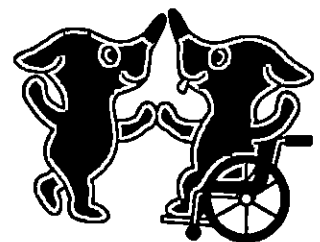
(車いす)



(要約筆記)



(手話)



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

平成31年度(30年度実施)千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考 志願書

受験番号(記入不要)

①受験区分コード 講師等特別A・Bの別 小英E・中種取教科W ②希望校種 ③受験会場の希望 ④性別

あ Eの場合、志願要件を記入
 「A-1-A-コード表」で選択 講師等特別のみ記入 小英・中種取教科のみ記入
 ①英語免許取得見込み
②英語免許取得済み
③英語の資格

う 「J希望校種コード表」で選択
中・新興地区分を受験しない者は斜線とする。

え 千葉…1
狭山…2
枚田…3
金沢…4

お 男=1
女=2

・受験区分名 ⑥生年月日 ・年齢

い

か 昭和=1 平成=2 年 月 日 歳

平成31年4月1日現在

⑤氏名 上段はフリガナ

く

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 氏 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

左詰めで、濁点は1文字とする

⑦採用事務連絡先

・都道府県 住所 都道府県名から楷書、左詰めで記入する。 記入例：千葉県千葉市中央区市場町1-1

け

「K都道府県コード表」で選択

・〒(郵便番号) 電話番号(固定電話) 左詰めで記入

さ

「電話番号(固定電話)と「携帯電話番号」(本人の携帯)を記入する。

し

・携帯電話番号(本人の携帯) 左詰めで記入

す

⑧学歴

・卒業高等学校等 高等学校所在地

せ

「B高校等コード表」で選択 「K都道府県コード表」で選択

※卒業時の学校名がコード表に無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使う。

・最終学歴校の種類 ※卒業(見込)の最終学歴。大学院・専攻科・卒業を目的とする通信教育、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。

ち

「D学歴種別コード表」で選択 「K都道府県コード表」で選択

※予備校、教員免許状取得のため一部単位修得目的の通信教育・科目等履修生、聴講生等は除く。義務教育特別科はその他を選ぶ。

・最終学歴校所在地(卒業時)

つ

「C大学等コード表」で選択 「K都道府県コード表」で選択

※卒業時の学校名がコード表に無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使う。

・最終学歴校の学部等 卒業(見込)年月

て

「E学部等コード表」で選択 と 昭和=1 平成=2 年 月

学部・学科等の正式名称(ない場合は無記入で可とする。)

⑨職歴

・現職 ⑩本県公立学校での講師経験

な

「F現職コード表」で選択 ※過去3年間(平成27年度～29年度)の通算月数

・職歴種別 ・随任講師 ・非常勤

に

「G職歴コード表」で選択 か月 か月

「2教職経験者」のうち現在無職の場合は、直近の勤務先について記入。

過去の勤務先(平成27年度から平成29年度)

| 年度 | 在職期間 | 勤務先等 | 職名 | 常勤・非常勤 | 職務内容(教科・時間数・その他) |
|------|---------------|------|----|--------|------------------|
| 29年度 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| 28年度 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| 27年度 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |

⑪教育職員免許状(見込を含む。)

- の 【上段】「H免許コード表」の校種、教科、種を1～8に記入する。
【下段左側】「H免許コード表」で選択し、コードを1～8に4桁で記入する。
【下段右側】「K都道府県コード表」で選択し、都道府県のコードを免許コードの後ろに2桁で記入する。
※同一校種・教科の複数の免許状を有する場合は、上位免許状だけ記入する。

受験区分に係る免許

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 |

⑫資格

- は 【上段】「I資格等コード表」の資格等を記入する(同表注意も参照)。
【下段】「I資格等コード表」のコードを3桁で記入する。
特別選考・志願者の特例の要件となる資格は必ず記入する。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|

⑬千葉県受験回数(今回を含む。併願は含まない。)

| 区分 | 小学校 | 中・高 | 特別支援 | 養護教諭 |
|----|-----|-----|------|------|
| 回数 | | | | |

⑭「ちば！教職たまごプロジェクト」

ま 有 ※平成28年度～30年度で経験がある場合「有」を○で囲む。

み 平成 年度実施 平成 年度実施

※平成28年度～平成30年度のみ記入可

⑮小学校・特別支援教育併願

| 小学校併願 | 特別支援教育併願 |
|-------|----------|
| | |

⑯講師登録

千葉県・千葉市の公立小・中・高等学校及び特別支援学校での臨時的任用職員及び非常勤講師の登録のため、面接カードの内容を利用することに同意しますか。(あてはまるものを○で囲む)

ふ 1 同意する 2 同意しない 3 登録済み

⑰保健体育実技選択科目

「保健体育実技科目コード表」から選択し、記入する。

へ 選択科目ア群 選択科目イ群

⑱配慮希望の有無

- ほ 有 希望がある場合は「有」を○で囲む。

配慮の内容等

⑲大学院名簿登録猶予希望

む () 「1年間」
() 「2年間」
猶予を希望する者は「1年間」「2年間」のいずれかの()に○を記入する。

⑳養護教諭志願者の併願

も 学校種(希望校種を○で囲む。複数選択可)
小学校、中学校、高等学校、特別支援教育教科(複数記入可)
()

㉑参加した部活動及びコンクール等の活動の記録

㉒志願の理由(200字程度)

私は、千葉県・千葉市の実施する平成31年度公立学校教員採用候補者選考に、本志願書の記載のとおり志願します。
なお、私は、選考実施要項に掲げられた出願資格をすべて満たしており、千葉県・千葉市どちらに採用されてもよいことに同意します。

平成 年 月 日 氏名

志願書・面接カード・受験票記入上の注意

- 志願書・面接カード・受験票の記入に当たっては、以下の注意を熟読の上、数字は算用数字で記入する。面接カードは、本人自筆、楷書で記入する。受験番号以外の記入のない空欄は斜線とし、訂正する場合は2本線で消すこと。(訂正印不要) ※志願書の内容と面接カードの内容が変わらないように注意して作成してください。

① 受験区分

16ページ「A-1A-2コード表」を参照し、3桁の受験区分コード及び受験区分名を作成し、正確に転記する。

講師等特例A・Bで志願する場合は、「A」又は「B」の別をアルファベットで記入する。

小学校英語教育推進(E)、中学校複数教科(W)を志願する場合は、その別を「E」「W」で記入する。

② 希望校種

中・高共通を選択した場合、21ページ「J希望校種コード表」を参照し、該当【コード】及び【希望校種名】を1つ選択し、正確に転記する。ただし、教員免許状を取得又は取得見込みの校種を選択すること。中・高共通以外の区分で受験する場合は、本欄に斜線を引く。

③ 受験会場の希望(全員回答すること。【志願書のみ】)

受験会場の数字を記入する。金沢会場は小学校・中学校「技術」の実施、秋田会場と盛岡会場は美術と書道を除く全学校種・全教科の実施となるので注意すること。また、申し込み後の変更はできないので、留意すること。

④ 性別

志願書には数字を、面接カードには「男」又は「女」と記入する。⑤⑥氏名・生年月日・年齢 H31.4.1現在の満年齢を記入する。

⑦ 現住所・採用事務連絡先・電話番号・携帯電話番号

確実に連絡が取れる場所を記入する。面接カードの採用事務連絡先は現住所と同じ場合「同上」とする。

⑧ 学歴

【志願書】卒業した高等学校等及び最終学歴校についてコードと名称の両方を記入する。

【面接カード】

卒業した高等学校等から現在まで在籍した学校について記入する(予備校等は記入不要。文部科学大臣の指定する教員養成機関は記入する。高卒認定等はその旨を記入する。)。教員免許状取得のための通信教育や科目等履修については、通信等の欄に記入する。国立・千葉県立・千葉市立・私立のように設置者を明記する。学校名、全日・定時・通信制の別、科・学部・学科について正式名称で記入する。「所在地」欄は、都道府県又は国名を記入する(外国の場合は国名)。「在学期間」は「昭和」又は「平成」を○で囲む。書ききれない場合は、欄を上下に2段に分けて記入する。

⑨ 職歴

【志願書】

コード表でコードを記入し、その横の欄に勤務先を記入する。(平成31年3月卒業見込みの学生は、「な」は「5」,「に」は「1」を記入する。過去の勤務先は、平成27年度から平成29年度の3年間について記入する。それぞれの年度の途中で勤務先が変わっている場合、上から新しい勤務先になるように記入する。

【面接カード】

「前職」欄は、新しい順に上から記入する。正規職員としてフルタイム勤務の場合は「正規」と記入する。非常勤・臨時的任用・パート・アルバイト等は「臨採」と記入する。学生時代のアルバイトは記入しない。「職名等」の欄で、講師は「非常勤講師」「臨時的任用講師」の区別・担当教科名を明記するなど雇用形態と職務内容を簡潔に示す。「在職年月数」欄は、「現職」「前職」に記入した職歴について、それぞれの在職期間を、「4年3か月」のように記入する。1日でも勤務がある場合は、その月を月数に加えてよいものとする。

(「在職年月数」の算出方法は、教員免許状取得に係る「実務年数」の取扱いとは異なるので注意すること。)

「現職」は5月1日現在で記入するため、それ以前に出願する場合は、在職年月数は見込みで記入する。なお、職歴が多く、この欄に収まらない場合、職歴欄と同じ幅の紙片を作成し、紙片をめくると記入した履歴が見られるよう上部を糊付けして、この欄に重ね合わせて貼ること(上部上段が直近になるようにする。)

⑩ 平成27年度から平成29年度までの本県公立学校での講師経験【志願書のみ】

・臨時的任用講師の経験

本県公立学校の講師として、臨時的に任用された経験について、過去3年間に任用の発令を受けた通算月数(1日でも勤務がある場合はその月を月数に加えてよい。)を記入する。※平成30年度分は含まない。

・週12時間以上の千葉県又は千葉市教育委員会及び千葉県内市町村教育委員会等の非常勤講師の経験

千葉県又は千葉市教育委員会及び千葉県内市町村教育委員会の「週12時間以上の授業を担当する非常勤講師」経験について、過去3年間に任用の発令を受けた通算月数(1日でも勤務がある場合は、その月を月数に加えてよい。)を記入する。

※育短任期付職員(講師又は養護教諭)の経験については、千葉県又は千葉市教育委員会の非常勤講師に含める。

裏面に続く ↓

<注意>

- 「きりとりせん」に沿ってはがき大に切り、写真を貼付し、受験番号以外は漏れなく記入してください。
- 裏面に自分の氏名と郵送先の住所を記入してください。

きりとりせん

31

平成31年度(平成30年度実施) 千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考 受験票

| | |
|------------|--|
| ふりがな 氏名 | 性別 |
| 受験番号(記入不要) | 写真貼付欄 1 写真は受験票・面接カードとも同一のものを貼付すること 2 写真の裏に氏名を記入すること 3 出願前6か月以内に撮影したもの 4 上半身、脱帽、カラー、正面向き 5 縦5cm×横4cm |
| 受験区分コード | |
| 受験区分名 | |

留意事項

- この受験票は、選考当日に持参し、机左上に写真を表にして置いてください。
- 第1次選考当日案内は下記アドレスに掲載しますので各自で、必ず確認してください(返信用封筒を添付した方には郵送します。)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/saiyou/kyouin/index.html>

- この受験票は、第2次選考の際にも使用します。

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1
千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室

- ⑪ **教育職員免許状** 記入欄が不足する場合は志願に必要な免許状から記入する。
 ※「取得見込」の場合、[取得(見込)年月日]欄に「見込」と記入する。(面接カードのみ) ※臨時免許状は記入しない。
 ※「授与権者」の欄は、面接カードには免許状を発行した都道府県名を、志願書には「K都道府県コード表」から選択したコード番号を記入する。「取得見込」の場合、申請予定の都道府県名で記入する。
 ※同一校種・教科の場合は、上位免許状のみ記入する(例：1種と2種を所有する場合、1種のみ記入。)
- ⑫ **資格** コード一覧「I 資格等コード表」にある資格について以下の基準で主なものから3つまで記入する。
 1 特別選考の要件となる資格は必ず記入
 (英検1級、TOEIC860点以上・TOEFL590点以上の取得実績、介護福祉士、3級海技士、基本情報技術者等、看護師等)
 2 剣道・柔道：4段以上・初段から3段、書道：5段以上
 3 その他、教育に関する資格(司書教諭・カウンセラー等)
- ⑬ **千葉県受験回数** 今回を含め、千葉県・千葉市が実施した公立学校教員採用候補者選考の受験回数。
- ⑭ **講師登録への志願書・面接カードの利用**
 千葉県・千葉市の公立学校への講師登録に対する志願書及び面接カードの使用について当てはまるものを○で囲む。
- ⑮ **実技選択種目【志願書のみ】**(保健体育の受験者が記入する。他の志願者は斜線を引く。)
 コード一覧「L 保健体育実技種目コード表」を参照し、2つとも記入する。
- ⑯ **第1次選考における配慮希望の有無と具体的内容【志願書のみ】**
 身体の障害・疾病、その他の理由で第1次選考における配慮希望がある場合は『有』を○で囲み、配慮を要する理由と希望する配慮の内容(車椅子使用、拡大鏡の使用、点字受験、手話通訳等)を具体的に記入する。受験に当たって、診断書等症状を証明する書類の提出を求める場合がある。配慮を要しない場合、本欄は斜線とする。
- ⑰ **「ちば！教職たまごプロジェクト」の経験**
 千葉県・千葉市が実施する「ちば！教職たまごプロジェクト」に参加した経験(30年度実施予定を含む。)がある場合は『有』を○で囲み実施年度、学校名を記入する。28～30年度にかけて経験がある場合は全て記入する。なお、27年度以前の経験については記入不要。
- ⑱ **大学院名簿登録猶予希望**
 名簿登録猶予を希望する、大学院(修士課程・専門職学位課程)に在学、又は大学院(同)進学予定者で、修士等の学位と専修免許状の取得に1年を必要とする者は「1年間」、2年を必要とする者は「2年間」の欄の()に○を記入する。志願書及び面接カードに記入がない場合は名簿登録猶予を認めない。
- ⑲ **小学校・特別支援教育の併願について(養護教諭志願者は⑳へ記入) 要項P4参照**
 小学校の場合は、小学校教諭普通免許状を取得しているか、平成31年3月31日までに取得見込みの場合のみ、併願することができる。特別支援教育の場合は、「ア～エ」のいずれかに該当する場合のみ、併願することができる。該当するものの記号を○で囲むこと(複数可)。「ア」以外の要件で併願し、採用された場合は、特別支援学校教諭普通免許状を採用後5年以内に必ず取得すること。
- ⑳ **養護教諭志願者の併願について(養護教諭志願者のみ記入可) 要項P4参照**
 (併願する学校種及び教科に該当する普通免許状を取得しているか、平成31年3月31日までに取得見込みであること。)
 併願を希望する学校種を○で囲む。複数選択可。
 中学校及び高等学校を希望する者は教科を記入する。複数記入可。
- ㉑ **ボランティア活動経験【面接カードのみ】**
 活動先、期間、活動内容を記入する。
 (例：〇〇小学校・H29.4～H30.3・千葉県特別支援フレッシュサポート事業で児童への学習支援。)
- ㉒ **研究事項・卒論等【面接カードのみ】** 卒業論文等の研究について、内容が分かるように簡潔に記入する。
- ㉓ **参加した部活動・コンクール等の活動の記録**
 県大会以上の実績について、大会名・成績・記録(団体種目の場合ポジションや正補の別等を含む)を記入する。また、部活動等の役員経験(主将・マネージャー等)、その他の活動状況について記入する。
- ㉔ **指導可能な部活動又は指導実績【面接カードのみ】**
 部員経験や指導経験をふまえ、指導できる部活動の名称や実績を記入する。
- ㉕ **自己アピール(教員として生かせること)【面接カードのみ】**
 例：民間企業の経験・海外留学経験等自らの経験、趣味・特技・資格、個性や長所等教員として生かせることを記入する。
- ㉖ **志願の理由** 千葉県・千葉市の公立学校教員(受験区分の学校種・教科等)を志願する理由を記入する。
 志願書の志願理由と面接カードの志願理由は同一の記載でなくても構いません。

<注意>

- 「きりとりせん」に沿ってはがき大に切り、自分の氏名と郵送先の住所を記入してください。
- 裏面に写真を貼付し、受験番号以外は漏れなく記入してください。

きりとりせん

郵便はがき



62円切手
をお貼り
ください

〜
セ
フ
ム
フ
ゆ

様

平成31年度（平成30年度実施）

千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考 面接カード

| | | | | | | | |
|--|-------------------------|----------------------|------------------------------|------------------------|------------------------|---|------|
| ①受験区分 [A-1・A-2 コード表]から転記する | | ②希望校種 中・高共通のみ | | 受験番号 | ※受験票を見て間違いのないように入力すること | | |
| 受験区分名 | A・B | E・W | 中のみ・①中②高・①高②中・高のみのいずれかを記入する。 | | | | |
| 写真貼付欄 1 写真は受験票と同一のものを貼付すること 2 写真の裏に氏名を記入すること 3 出願前6か月以内に撮影したもの 4 上半身、脱帽、カラー、正面向き 5 縦5cm×横4cm | ⑤ ふりがな 氏名 | | | 平成31年4月1日現在 | | | |
| | ⑥ 生年月日 昭・平 年 月 日生 () 歳 | | | ④性別 | | | |
| | ⑦ 現住所 都道府県 | | | | | | |
| | 〒 (電話 - -) (携帯 - -) | | | | | | |
| ⑦ 採用事務連絡先 都道府県 | | | | | | | |
| 〒 (電話 - -) | | | | | | | |
| ⑧ 学歴 高等学校から現在まで記入する。 国立、千葉県立、千葉市立、私立のように、設置者を記入する。 所在地の欄は学校所在地の都道府県を記入する。(外国の場合は国名) | 学校名 (全・定・通) (科) | | 所在地 都道府県等 | 在学期間 | 卒業・修了見込等 | | |
| | 立 | | | 昭和 年 月 ~ 平成 年 月 | | | |
| | 立 | (学部・学科等) | | 昭和 年 月 ~ 平成 年 月 | | | |
| | 立 | (大学院・専攻科等) (研究科等) | | 昭和 年 月 ~ 平成 年 月 | | | |
| 立 | (通信等) | | 昭和 年 月 ~ 平成 年 月 | | | | |
| ⑨ 職歴 前歴を新しい順にできるだけ枠内に記入する(やむを得ぬ場合は別紙に記入し、用紙の上部に直近がくるようにする。) 【在職年月数】は、1日でも勤務がある場合、その月を月数に加えてよい。 | 勤務先 | 在職期間 例:H20/4 ~ H24/6 | 正規 臨探 | 職名等 職名・担当教科・課・職務内容・その他 | 在職年月数 例:4年3か月 | | |
| | 現職 | ~ 現在 | | | H30.5.1現在 | | |
| | 前職 | ~ | | | | | |
| | 前職 | ~ | | | | | |
| ⑩ 教育職員免許状 臨時免許状を除き受験区分に関係する順に記入する。記入欄が不足する場合は別紙に記入する。 授与種者は、都道府県名を記入する。見込みの者は申請予定の都道府県を記入する。 同一校種・教科の複数の免許状を有する場合は、上位免許状だけ記入する。 | 取得(見込)年月日 | 有効期間の満了の日又は修了確認期限 | 授与種者 | 種類 | 教科 | ⑪ 資格 「I資格等コード表」に該当する資格のみを記入する。特別選考・特別選考の要件となる資格は必ず記入する。 | |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | 資格などの名称 | |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | 取得年月 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | 年 月 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | 年 月 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | 年 月 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | 年 月 |
| ⑬ 千葉県受験回数 ※今回をきむ。併願は含まない。 | | | | | | | |
| 区分 | 小学校 | 中学校 高等学校 | 特別支援 | 養護教諭 | | | |
| 回数 | 回 | 回 | 回 | 回 | 回 | 回 | |
| ⑭ 講師登録 千葉県・千葉市の公立小・中・高等学校及び特別支援学校での臨時的任用職員及び非常勤講師の登録のため、面接カードの内容を利用することに同意しますか。(あてはまるものを○で囲む) | | | | | | 同意する | |
| | | | | | | 同意しない | |
| | | | | | | 登録済み | |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| ⑰「ちば！教職たまごプロジェクト」の経験 ※平成28年度～平成30年度のみ記入可 | | 有 | ⑱大学院名簿登録猶予希望 修士等の学位、及び専修免許状の取得に1年間を要する者は「1年間」、2年間を要する者は「2年間」の欄の()に○を記入する。 | |
| 平成()年度 学校名() | | () | 「1年間」平成31年4月1日～平成32年3月31日の名簿登録猶予を希望する | |
| 平成()年度 学校名() | | () | 「2年間」平成31年4月1日～平成33年3月31日の名簿登録猶予を希望する | |
| ⑲小学校・特別支援教育の併願について (志願区分以外の校種(小学校と特別支援教育)併願の有無) 志願区分以外の校種(小学校、特別支援教育)を併願する場合は、下欄『小併願』、『特支併願』の()に○を記入する。(複数可) ※特別支援教育の併願には、下記の「ア～エ」のいずれかに該当する場合のみ希望することができる。該当するものの記号を○で囲むこと(複数可)。 「イ～エ」を満たして採用される場合は、特別支援学校の免許状を、採用後5年以内に取得すること。 | | | | |
| 小併願 () | ※小学校の併願を希望する場合には、小学校教諭普通免許状を取得しているか、平成31年3月31日までに取得見込みであること。 | | 特支併願 () | ア 特別支援学校教諭普通免許状を取得しているか、平成31年3月31日までに取得見込みである。 イ 特別支援学校で臨時的任用講師の経験がある。 ウ 特別支援学校で「ちば！教職たまごプロジェクト」の経験がある。(大学卒業後1年間有効) エ 特別支援教育に強い関心がある。 |
| ⑳養護教諭志願者の併願について (併願する学校種及び教科に該当する普通免許状を取得しているか、取得見込みであること。) | | | | |
| 併願を希望する学校種、教科 | 学校種(小学校、中学校、高等学校、特別支援教育) 教科() | 併願を希望する学校種等を○で囲む。複数選択可。 ()複数記入可 教科は中学校及び高等学校を希望する者のみ記入 | | |
| ㉑ボランティア活動経験 | | ㉒現在の健康状況 | | |
| | | | | |
| | | ㉓研究事項・卒論等 | | |
| | | | | |
| ㉔参加した部活動・コンクール等の活動の記録 | | | | (大会への参加・発表・成績等) |
| 校種 | 活動年数 | 部活動・同好会名 | 主な役職・ポジション等 | |
| 中学校 | 年 | | | |
| 高等学校 | 年 | | | |
| 大学 | 年 | | | |
| | 年 | | | |
| ㉕指導可能な部活動又は指導実績 | | | | |
| | | | | |
| ㉖自己アピール(教員として生かせること) | | | | |
| | | | | |
| ㉗志願の理由(併願を希望する者は併願の理由も記載すること。) | | | | |
| | | | | |

私は、選考実施要項に掲げられた出願資格をすべて満たしており、千葉県・千葉市どちらに採用されてもよいことに同意します。
また、本面接カードの記載事項に間違いはなく、志願時に提出している志願書の内容は、本カードと相違ありません。

平成30年 月 日 氏名

(自署)

社 会 人 特 別 選 考 申 告 書

| | | | |
|-------|---------|--------|-------|
| 受験区分名 | 受験区分コード | 氏名 | 性別 |
| | 4 | | 男 ・ 女 |
| 生年月日 | 昭和・平成 | 年 月 日生 | 年齢 歳 |

平成31年4月1日現在

※この申告書を共通提出書類と一緒に送付してください。

志願する社会人特別選考の要件を下の2つから選び、□に番号を記入してください。

① 民間企業等現職者

② 国際貢献活動経験者

①民間企業等現職者

これまでの企業等の勤務実績（現在勤務している企業を含む。）を記入してください。

| 在職期間 | 在 職 年 月 | 勤 務 先 名 | 職 種 職 務 内 容 | 職務形態 (勤務時間・給料形態) |
|------------------------------|---------|--------------------|----------------|---------------------|
| 例 平成24年4月1日から 平成29年5月8日まで | 5 年 2 月 | (株) ○○○○ ◇◇課 ◇◇ | エンジニア ○○の開発 | 週38時間45分 月給 年俸 |
| 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで | 年 月 | | | 週 時間 分 月給 年俸 |
| 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで | 年 月 | | | 週 時間 分 月給 年俸 |
| 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで | 年 月 | | | 週 時間 分 月給 年俸 |

※資格要件については、実施要項の2、3ページを参照してください。

※勤務経験の期間は月単位で通算します。例えば、1日でも任用のあった月は、1月の勤務経験として取り扱います。ただし、同じ月の中で前の任用の終期と次の任用の始期がある場合は1月として取り扱い、重複して通算しません。

※現在勤務している企業等の在職期間は、記入した日を終期としてください。（未記入とならないようにすること。）

※上記記入の職歴については、勤務先が証明する「職歴証明書」（所定様式）を合格後に提出していただきます。

②国際貢献活動経験者（日本人学校勤務経験者・日本語指導員経験者を含む。）

「青年海外協力隊」、「日系社会青年ボランティア」等として、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間に於いて、2年以上の勤務実績を有する人は、以下に派遣期間・勤務期間と派遣先・勤務先を記入してください。

| | |
|-------------------|-----------------------------|
| 派遣期間・勤務期間 | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 |
| 国名及び派遣先・勤務先（活動内容） | (記入例：セネガル・ゴザス県教育委員会〔小学校教育〕) |

※上記記入の活動及び勤務経験については、独立行政法人国際協力機構(JICA)等の団体や勤務先が証明する「派遣証明書」等を合格後に提出していただきます。

←ホチキス位置

・この調書を一番上にして、その後ろに証明書類をつけてください。
 ・左上1か所をホチキスで綴じてください。
 ・必ず裏面の「教職経験調書作成上の注意事項」を参照してください。

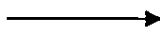
教 職 経 験 調 書

受験区分コード

受験区分名 _____ 職員コード _____ 氏名 _____

※ 講師等特例の場合はA・Bの別も記入

1 志願する教職経験者特例を下のア～オから選んで記入してください。



・ア～ウに該当する者は、下の『2』のみ記入する。
 ・エに該当する者は、下の『3』のみ記入する。
 ・オに該当する者は、以下に記入しない。

| | | |
|------------|---------------|---------------|
| ア 他県等現職特例 | イ 元教諭特例 | ウ 本県現職実習助手等特例 |
| エ 講師等特例A・B | オ 特別臨時的任用講師特例 | |

2 正規の教諭・養護教諭・実習助手・寄宿舎指導員としての勤務状況を全て記入し、特例要件を示す必要最小限の証明書類（職歴証明書又は辞令のコピー）を添付する。証明書類を添付したものは（例）のように『（証明書類あり）』と記入する。

（例）平成22年4月～平成28年3月 ○○県○○市立○○小学校教諭（証明書類あり）

| | |
|-----------|--|
| 休職・育休等の期間 | 休職・育休等の期間を引いた実務経験の合計 ()年()月 |
|-----------|--|

3 平成27年度から30年度（辞令の発令期間、予定を含む。）までの勤務実績を全て記入し、特例要件を示す必要最小限の証明書類（講師等特例A：平成29年度又は30年度勤務実績と過去3年度の必要通算勤務月数の2つ、講師等特例B：平成30年度（29年度実施）の第2次選考の受験と平成30年5月1日現在、週12時間以上の勤務実績の2つの要件を証明する書類。）を添付する。証明書類については、裏面の「教職経験調書作成上の注意事項」を必ず参照すること。

| 勤務年度 | 学校名（職名） | 勤務期間 | 週時数 （非常勤のみ記載） | 勤務月数 | | 証明書類 添付あり○ 添付なし× |
|------|------------------|------------------|------------------|------|----------------|------------------------|
| | | | | 臨任 | 非常勤 週12時間以上 | |
| 例 | △△町立○○中学校（非常勤講師） | H27.4.1～H28.2.28 | 14 | | 11 | × |
| | △△市立○○小学校（臨任講師） | H28.4.1～H29.3.30 | | 12 | | ○ |
| 27年度 | | | | | | |
| 28年度 | | | | | | |
| 29年度 | | | | | | |
| 30年度 | | | | | | |
| 合計月数 | | | | | | |

教職経験調書作成上の注意事項

1 教職経験調書の書き方

- (1) 職員コードは、本県職員・臨任（千葉市を除く。）のみ記入する。
 (2) 勤務月数については、その月に1日でも勤務していれば、1か月とカウントしてよい。ただし重複してカウントすることはできない。
 (例) 平成29年4月30日～平成29年7月3日 ○○小学校 4・5・6・7→4か月
 平成29年7月4日～平成29年9月3日 △△小学校 8・9→2か月
 ※ 7月は重複して数えない。 計6か月

2 添付書類について

証明書類（辞令のコピー又は職歴証明書）は、特例の要件を示す必要最小限のものでよい。

(例) 講師等特例Aの場合

- 平成28年4月1日～平成29年3月30日 ○○中学校臨時的任用講師(証明書類不要)
 平成29年4月1日～平成30年3月30日 △△中学校臨時的任用講師(証明書類必要)
 の場合、△△中学校での辞令があれば、講師等特例Aの要件（前年度要件と臨任12か月以上の両方）を証明できるので、○○中学校での証明書類は不要である。

3 各特例の注意事項

(1) 講師等特例A・B

- ア 講師等特例Aで志願するためには、平成29年度又は30年度勤務実績と過去3年度の通算勤務月数の2つの要件を満たす必要がある。
 イ 講師等特例Bで志願するためには、平成30年度（29年度実施）の第2次選考の受験と平成30年5月1日現在、週12時間以上の勤務実績の2つの要件を満たす必要がある。
 ウ 証明書類（特例要件を示す必要最小限でよい。）

| 講師の任命等 | 必要書類 |
|--|---|
| 千葉県又は千葉市教育委員会が任命する 臨時的任用講師・養護教諭 | 辞令のコピー |
| 千葉県教育委員会が任命する 非常勤講師・養護教諭（県立学校） | 辞令のコピー |
| 千葉県教育委員会が任命する 非常勤講師・養護教諭（市町村立学校） | 千葉県教育委員会が発行する辞令のコピー （市町村教育委員会発行の辞令は不要） |
| 千葉市教育委員会が任命する 非常勤講師・養護教諭 | 辞令のコピー |
| 千葉県又は千葉市教育委員会が任命する 育短任期付職員 | 辞令のコピー |
| 各市町村教育委員会（千葉市を除く。）が独自に 任命する非常勤講師・養護教諭で千葉県教育委員会 が指定するもの | 教職経験証明書 （辞令のコピーでは無効である。また、各市町村教育委員会様式の職歴証明書でなく、必ず教職経験証明書〔各市町村教育委員会に有〕と伝え、発行を依頼すること。） |
| 千葉県内の国立大学法人附属学校の臨時的任用 及び非常勤の講師・養護教諭の実務経験 | 辞令のコピー |
| 平成30年度（29年度実施）の第2次選考の 受験 | 平成30年度（29年度実施）の第2次選考の「選考結果通知書」のコピー |

エ 辞令を紛失した場合

- (7) 県立学校に勤務していた場合
各勤務校にある履歴書を学校長に原本証明してもらい提出すること。
 (4) 市町村立学校（千葉市を除く。）に勤務していた場合
各勤務校を所管する教育事務所管理課に依頼し、教職経験証明書を発行してもらい提出すること。
 (9) 千葉市立学校に勤務していた場合
千葉市教育委員会で職歴証明書を発行してもらうこと。

オ 勤務形態が総時数で規定されている場合は、時数を発令期間(週)で除し、週時数を算出する。

(2) 他県等現職特例

証明書類は、2年間の実務経験を示す必要最小限の辞令のコピーでよいが、その中には必ず、現勤務校に赴任する際の辞令が含まれていること。辞令を紛失した場合は、各都道府県教育委員会に職歴証明書（各教育委員会の様式で可とする。）を作成してもらう。

(3) 元教諭特例

証明書類は、5年間の実務経験を示す必要最小限の辞令のコピーと平成21年4月1日以降に退職したことが証明できる退職辞令のコピーを提出すること。辞令を紛失した場合は、次のとおり
 に所管する教育委員会に連絡して、職歴証明書を発行してもらうこと。
 千葉県の公立学校を退職した者…千葉県教育庁教職員課任用室（043-223-4043）
 千葉市の公立学校を退職した者…千葉市教育委員会教育職員課（043-245-5940）
 千葉県外の公立学校を退職した者…退職した学校を所管する教育委員会

(4) 本県現職実習助手等特例

各勤務校にある履歴書を学校長に原本証明してもらい、提出すること。

(5) 特別臨時的任用講師特例

- 次の2つの証明書類を提出すること。
 ア 「選考結果通知書」のコピー
 イ 平成30年度に臨時的任用講師として任命された辞令のコピー

※ 受験者は、裏面（勤務状況調書作成依頼上の注意）を必ず読み、遺漏のないようにしてください。
また、依頼する際は、裏面（勤務状況調書作成依頼上の注意）を添付して依頼してください。

(教員採用候補者選考用) 勤務状況調書

| | | | | | | |
|--|--|----------|--------------|-------|------------------|------------------|
| 刀がナ | | 男・女 | 年 | 月 | 日生 (歳) | 平成31年4月1日現在 |
| 氏名 | | | | | | |
| 所属 | 立 | 学校 | 職名 | | | |
| 所属学年 | 学年 担任・副担任 | 校務分掌 | | | 指導教科 | |
| 教育職員 免許状 | 所有する免許状の種類と有効期限を()番きで記入してください。例:中1理(H38.3.31)特支1視聴知肢病(H38.3.31)小臨(H31.3.31) | | | | | |
| | 臨免による勤務の場合、当該免許状取得に必要な修得単位数()単位 | | | | | |
| 勤務状況 ※各項目の評価の観点は、裏面参照 | | | | | | |
| 評価区分 評価項目 | 評 価 (該 当 欄 に ○ 印) | | | | | 評価の具体的な理由 (必ず記入) |
| | きわめて 優れている | 優れている | さらに 経験が必要 | 研修が必要 | | |
| (1)学習指導 | | | | | | |
| (2)生徒指導 | | | | | | |
| (3)対人関係 | | | | | | |
| (4)服務状況 | | | | | | |
| 資質・能力 | a きわめて優れている b 優れている c さらに経験が必要 d 研修が必要 | | | | | |
| 評価項目 | a~dのいずれかを○で囲む | | | | 評価の具体的な理由 (必ず記入) | |
| (1)人間性 | a | b | c | d | | |
| (2)資質・情熱 | a | b | c | d | | |
| (3)指導力 | a | b | c | d | | |
| 心身の健康状況 | 良好 その他 () | | | | | |
| 当該校の発令期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | |
| 所属長 | 下記のとおり判断する。平成 年 月 日 | | | | | |
| | 立 | 学校 | 校長 | 公印 | | |
| 所属長意見 (総合評価) (該 当 欄 に ○ 印) | | | | | | |
| きわめて優れている <small>(ぜひ千葉県・千葉市で勤務させたい)</small> | 優れている <small>(千葉県・千葉市で勤務させたい)</small> | さらに経験が必要 | 研修が必要 | | | |
| | | | | | | |
| 市町村教育委員会 | | | | | | |
| 上記のとおり認める。平成 年 月 日 | | | | | | |
| 教育委員会教育長 | | | | | | 公印 |

注) 1 該当しない箇所は斜線を引いてください。

2 他県現職特例、本県現職実習助手等特例、県立学校勤務者は、市町村教育委員会欄の記入は不要です。

3 裏面の【勤務状況評価の観点】【資質・能力評価の観点】により、記入してください。養護教諭は、学習指導を保健指導に読み替えて評価してください。その他の職で該当しない『評価の観点等』がある場合は斜線を引いてください。

勤務状況調書作成依頼上の注意

- 1 他県等現職特例、本県現職実習助手等特例、講師等特例A・Bで志願する場合は、必ず依頼すること。
- 2 他県等現職特例、本県現職実習助手等特例で志願する場合
 - (1) 現勤務校の校長へ平成30年5月9日(水)までに各自で依頼する。
 - (2) 依頼の方法
 - ア 平成30年6月8日(金)までに教職員課任用室に郵送するよう依頼すること。
 - イ 校長に依頼する際、渡すもの。
 - (7) 勤務状況調書及び勤務状況調書作成依頼上の注意
 - (4) 送付用封筒(82円切手を貼った定形封筒に下の宛先を明記したもの)

※宛先『〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室
(勤務状況調書在中)』
- 3 講師等特例A・Bで志願する場合
 - (1) 平成30年5月9日(水)までに現勤務校の校長に各自で依頼する。なお、現在、勤務していない場合は直近の勤務校の校長に依頼する。
 - (2) 依頼の方法
 - ア 市町村立学校勤務者

勤務状況調書及び勤務状況調書作成依頼上の注意を渡し、平成30年6月8日(金)までに校長が市町村教育委員会教育長に提出するよう依頼すること。提出方法は持参でも郵送でもよい。
 - イ 県立学校勤務者

上記2(2)の方法で依頼すること。
- 4 特別臨時的任用講師として勤務している者は別途各学校長へ別様式で依頼するので提出の必要はない。

【勤務状況評価の観点】

| 項目 | 評価の観点 |
|----------|--|
| (1) 学習指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に合わせた授業展開ができ、児童生徒を授業に集中させている。 ・指導計画を作成し、これに基づき学習指導を行っている。 ・教材研究その他の準備に熱心に取り組み、教材を効果的に活用している。 ・自らの学習指導を適切に振り返り、教育活動の改善に活用している。 ・児童生徒の実態に合わせた授業展開をするために、児童生徒の実態を適切に観察している。 |
| (2) 生徒指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の抱く悩みや思いを受け止め、心情を理解するために必要な能力や意欲がある。 ・児童生徒の健康や安全の指導に配慮している。 ・児童生徒の中に進んで溶け込み、実態に応じた指導ができる。 ・学級内における児童生徒の人間関係づくりに適切な配慮ができる。 ・児童生徒に毅然とした指導ができ、集団に対し、首尾一貫した指示が出せる。 |
| (3) 対人関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・自説にこだわることなく、同僚等の助言を素直に受け入れる。 ・他の職員と適切なコミュニケーションをもち、協力して課題を解決しようとする。 ・上司への報告や同僚との連絡を適切に行っている。 |
| (4) 勤務状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員として、職責や守るべき義務(法令の遵守や秘密の保持等)を自覚して、職務に取り組む姿勢が見られる。 ・自らの健康に留意し、心身ともに良好な状態で勤務にあたっている。 |

【資質・能力評価の観点】

| 項目 | 評価の観点 |
|-----------|--|
| (1) 人間性 | <ul style="list-style-type: none"> ・明るく、活力があり、誠実さがある。 ・自らの課題を認識し、前向きに努力しようとしている。 ・協調性があり、素直に人の話を受け入れられる。 ・児童生徒の考えや意見をしっかりと受け止めている。 |
| (2) 資質・情熱 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員として自覚と誇りをもっている。 ・教育に対して強い熱意をもっている。 ・課題に対してよりよい解決方法を見つけようとしている。 ・柔軟性に優れ、時と場に応じた指導ができています。 ・児童生徒の気持ちに配慮しながら理解を深め、信頼関係を築こうとしている。 ・児童生徒の興味関心や発言を引き出すための工夫をしている。 |
| (3) 指導力 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員としての識見が十分にある。 ・児童生徒の意見や考えを受け入れ、実態に即した指導ができる。 ・児童生徒の考え等をよく把握し、わかりやすい授業を行っている。 ・授業のねらいが明確で、説明・発問が簡潔明瞭である。 ・児童生徒の発達段階と場に応じた指導をしている。 |

千葉市いじめ防止基本方針
(改定案)

平成28年3月23日

千葉市

千葉市教育委員会

(平成30年3月 日改定)

目次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 | 2 |
| 1 いじめの定義 | 2 |
| 2 いじめの理解 | 3 |
| 3 いじめの防止等の対策に関する基本理念 | 3 |
| 4 「市基本方針」における学校の範囲等 | 4 |
| 第2章 いじめの防止等のための対策の内容 | 4 |
| 1 千葉市が実施する施策 | 4 |
| (1) いじめの防止等のための組織の設置 | 4 |
| ア 千葉市いじめ問題対策連絡会 | |
| イ 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 | |
| ウ 千葉市いじめ等調査委員会 | |
| (2) 具体的な取組 | 5 |
| ア いじめの未然防止 | |
| イ いじめの早期発見 | |
| ウ いじめへの対処 | |
| エ 家庭や地域との連携 | |
| オ 関係機関との連携 | |
| カ 重大事態への対処 | |
| キ 定期的な点検 | |
| 2 学校が実施する施策 | 8 |
| (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と取組の改善 | 9 |
| (2) 学校対策委員会(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)の設置 | 9 |
| (3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組 | 10 |
| ア いじめの未然防止 | |
| イ いじめの早期発見 | |
| ウ いじめへの対処 | |
| エ 家庭や地域との連携 | |
| オ 関係機関との連携 | |
| カ 重大事態への対処 | |
| 3 重大事態への対処 | 14 |
| (1) 重大事態の意味 | 14 |
| (2) 重大事態の調査 | 15 |
| (3) 実施する調査の内容 | 16 |
| (4) その他の留意事項 | 18 |
| (5) 調査結果の提供及び報告 | 19 |
| (6) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 | 19 |
| 第3章 その他の重要事項 | 20 |

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、“どの子供にも、どの学校にも起こりうる”ことを認識して、対策を講じなければならない重要課題です。

千葉県ではこれまでも、「いじめ対応マニュアル」を作成し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・組織的な対応、関係機関等との連携、重大事態への対処等の効果的な方法を示し、いじめのない安全・安心な学校生活を目指して取り組んできました。

また、「人間尊重の教育」を教育施策の基調とし、心の教育や道徳教育等の充実を図るとともに、特別な教育的ニーズがある児童生徒への支援等の推進を図り、豊かな心を育み、互いに認め合う人間関係の構築に努めてまいりました。

しかしながら、今日の社会情勢の変化の中で、いじめは複雑化・多様化し、依然として大きな問題となっております。さらに、インターネット上の掲示板等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われる「ネット上のいじめ」などの新たな課題への対応も必要です。

「いじめは絶対に許されない行為である」ことを児童生徒に理解させるためには、学校のみならず、家庭生活においても、保護者からの働きかけが必要不可欠であり、学校と保護者が連携・協力して児童生徒に必要な指導を行うよう努めることが大切です。併せて、地域住民による登下校の見守りや交流の機会の確保など、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めることもいじめ防止において重要な役割となります。

このたび、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を踏まえて、いじめ防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進するために、平成28年3月に策定しました「千葉県いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を一部改定しました。

なお、千葉市立学校においては、「市基本方針」を基に、学校の実情等に応じた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を改善し、児童生徒への指導体制や教育相談体制の一層の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、学校と家庭、地域等が課題や対策を共有し、連携して取り組む体制をさらに強化してまいります。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本市はこれを踏まえて取り組むものとする。

法第2条（定義）

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認する必要がある。しかし、いじめを受けた児童生徒本人が仕返しを恐れるなどを考え、それを否定する場合もあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったとき、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が、謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処が可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当することから、法第22条の学校いじめ対策組織への情報共有が必要となる。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2 いじめの理解

“いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうる”ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

- (2) いじめは決して許されないことであるという認識のもと、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを児童会や生徒会活動等を通して、浸透させることが大切である。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、児童生徒に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

- (4) 児童生徒の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめを受けた児童生徒の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。
- (5) 発達障害またはその疑いがある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童生徒については、その特性から、自分がいじめを受けているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該児童生徒自身が相手が嫌がっているということ自体を認識しにくいこともある。これらの点に十分に留意する。

4 「市基本方針」における学校の範囲等

法第2条第2項において、「この法律において『学校』とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。」と示されている。市基本方針における「学校」については、千葉市立小学校設置条例（昭和39年千葉市条例第15号）、千葉市立中学校設置条例（昭和39年千葉市条例第16号）、千葉市立高等学校設置条例（昭和39年千葉市条例第17号）、千葉市立特別支援学校設置条例（昭和39年千葉市条例第18号）に規定された学校とする。

また、市基本方針における「児童生徒」は、千葉市立学校に在籍する児童又は生徒とし、「保護者」は、児童生徒の親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とする。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容

1 千葉市が実施する施策

(1) いじめの防止等のための組織の設置

ア 千葉市いじめ問題対策連絡会

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定を踏まえ、「千葉市いじめ問題対策連絡会」を設置する。

本連絡会は、学校関係者、市教育委員会、市長部局、児童相談所等の関係各課・各所、県警察関係者等の委員で構成する。

イ 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会

市教育委員会は、千葉市いじめ問題対策連絡会との連携の下に「千葉市いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定を踏まえ、教育委員会の附属機関として条例により「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を設置する。(平成26年4月1日施行。)

本委員会は、国の基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の学校の設置者としての調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとする。よって、本委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者(大学教授、弁護士、精神科医など)で構成することを基本とする。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するなど、公平性・中立性を害するおそれがある場合、当該事案の調査及び審議に加わることができない。

本委員会は、本市のいじめ問題の実態を分析し、いじめの防止等のための対策について提言するとともに、教育委員会の諮問を受けて調査を行う。

ウ 千葉市いじめ等調査委員会

市長は、法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果について報告を受けて、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、再調査を行うものとする。

再調査を実施するため、市長の附属機関として条例により「千葉市いじめ等調査委員会」を設置する(平成26年4月1日施行)。

本委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者(大学教授、弁護士、臨床心理士など)で構成することを基本とする。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するなど、公平性・中立性を害するおそれがある場合、当該事案の調査及び審議に加わることができない。

本委員会は、市長の諮問を受けて調査を行う。

※ なお、イ、ウの附属機関の調査対象は、原則として、いじめ、体罰、学校管理下の事故により重大事態となった事案とする。

(2) 具体的な取組

<市教育委員会が作成し、発信配布しているもの>

- ・「いじめ対応マニュアル」を教育支援課ホームページに掲載
- ・千葉市学校教育の課題「21世紀を拓く」(教育全般)の編集、全教職員に配布
- ・「千葉市生徒指導の課題と方策」(生徒指導全般)の編集、学校への配信
- ・生徒指導調査研究委員会報告書(いじめ事例・対応事例集等)の学校への配信

ア いじめの未然防止

(ア) 啓発活動

- a 年度初めは、クラス替えが行われるなど、児童生徒同士の人間関係が変化することで、ストレスが高まったり、情緒が不安定になったりするなど、いじめや問題行動等が発生しやすい時期であるため、毎年4月を「いじめ防止啓発強化月間」とし、学校と連携の上、いじめの防止等の啓発活動に取り組む。
- b 各学校において、PTAや保護者会、育成委員会等と連携の上、携帯電話やスマートフォン等の、インターネットやメール、SNS等の利用に関する説明会及び研修会を開催するなど、いじめやトラブル等を防ぐため、児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図るよう推進する。
- c 本市のいじめ問題への取組や各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」などを、ホームページ等により、保護者や市民に広報し、いじめ防止等に関する理解の促進を図る。

(イ) 研修

- a いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るため、各学校の生徒指導担当をはじめとした教職員対象の研修会等を計画的に実施し、事例をもとに教職員同士が事案を共有する機会を持つとともに、各学校における校内研修の充実を推進する。
- b 学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や対策の適切化を図るため、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者、いじめへの対処に関し助言できる者などの人材に関わる情報提供を適切に行う。

(ウ) 教育活動

- a 毎年、市教育委員会教育指導課で実施している生徒会交流会において、いじめ等の防止に関する自主的な活動を啓発し、その取組や成果等を全市的に広げるよう努める。
- b いじめは決して許されないことであるが、“どの子供にも、どの学校にも起こりうる”という認識のもと、児童会や生徒会活動等によるいじめの防止等に向けた自主的取組を促進する。
- c 児童生徒の豊かな情操と生命や人権を大切にする態度を養うため、また、命の尊さを学び、人を思いやる心や他者と協力する態度などを育むため、市教育委員会作成の道徳教育用教材「千葉市に生きる(夢 思いやり チャレンジ)」などを活用して、学校と連携しながら、道徳教育や体験活動等の推進を図る。
- d 自己理解、他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考え、児童生徒一人一人が「社会的・職業的に自立した大人」になるための力を育むため、市教育委員会作成の進路学習ノート「わたしの夢」「ハローマイフューチャー」を活用して、キャリア教育の取組を進める。
- e 障害の有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習などを通して、障害のある人に対する理解の促進を

図るとともに、障害のある児童生徒に対する適切な支援や指導を充実させる「特別支援教育」を推進する。

(エ) 相談体制

- a いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、学校における生徒指導体制の充実に向けた教員等の配置、いじめを含めた教育相談体制の整備に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などを行う。さらに、いつでもいじめ等の相談に対応できるよう「教育相談ダイヤル24」を整備し、案内用の「いじめなど相談案内のためのホットカード」の配布や市教育委員会ホームページへの掲載により周知を図る。

イ いじめの早期発見

- (ア) 各学校で年間計画に沿って実施する未然防止の取組が成果を上げているかどうかを点検する。
- (イ) 市教育委員会におけるいじめに関する通報及び相談等の窓口について明確化し、市教育委員会以外の相談機関も含めて、ホットカードを児童生徒に配布し、児童生徒や保護者、教職員、市民へ必要な周知を行う。
- (ウ) 児童生徒の発するいじめのサインに気づき、早期に対応するためのチェック項目を盛り込んだ、市教育委員会作成の教員向けの「いじめ対応マニュアル」を配布・配信し、教職員における活用の推進を図る。
- (エ) インターネットを通して、誹謗中傷などの書き込み等によって行われる、いわゆるネットいじめへの対策として、関係機関との連携により定期的なネット巡視を行い、問題となる情報が発見された場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行う。

ウ いじめへの対処

- (ア) 市基本方針を踏まえ、市教育委員会が学校に対して、いじめの防止等に関し、必要な指導・助言を行うとともに、いじめが発生した場合には、状況に応じて指導主事等の派遣による支援や必要な調査等を行うほか、学校生活支援員等の派遣を行うなど、いじめの問題解決のための適切な対応に当たる。
- (イ) 各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に位置付けられた「学校いじめ問題対策委員会」(以下「学校対策委員会」という。)に、必要に応じて、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するなどして、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援、周囲の児童生徒への指導・支援等、いじめの問題解決に向け組織で対応に当たる。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、市教育委員会が学校相互間の連携協力体制の調整を行うなどして、いじめの問題解決に向けた対応を進める。

エ 家庭や地域との連携

- (ア) いじめ問題に関する理解を促進し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、いじめの防止等をはじめとする児童生徒の健全育成のための共通理解を進める場の設定や、学校評価の目標設定等により、PTAや保護者会、育成委員会等の関係団体等と連携して取り組むように努める。
- (イ) 教職員や保護者以外の、より多くの大人が子供と関わり、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校支援地域本部や放課後子ども教室など、学校と家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を進める。
- (ウ) 異年齢児童生徒や地域の多くの大人と関わる機会となる活動を推進する上から、「明るい学校づくり推進週間」の設定などによる取組を推進するとともに、地域の様々な活動やNPO・民間団体による各種プログラムに参加できるような環境づくりに努める。

オ 関係機関との連携

- (ア) 千葉県警察、市健全育成課、市児童相談所、市青少年サポートセンター、市教育センター、市養護教育センター等の関係機関との連携を密にし、情報交換を図る。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含め、事例検討会（ケース会議）等を行う。
- (イ) 学校警察連絡委員会や小・中・特・高生徒指導連絡会など、学校関係機関とも連携を図りながら、いじめを含む児童生徒の指導上の問題解決を目指した取組を進める。

カ 重大事態への対処

※ p14 第2章「3 重大事態への対処」を参照

キ 定期的な点検

市教育委員会は、地域や児童生徒の実態を踏まえて、「目標を立てて取り組んでいるか」、「いじめが発生した場合には、教職員が連携して組織的に解決に当たっているか」、「**指導計画に基づいて、アンケート調査や教育相談が実施されているか**」など、**各学校の取組や対応を点検するとともに、その結果を踏まえてその改善に取り組むよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。**

2 学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等に向け、その対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

※ 詳細については、「**学校いじめ防止基本方針策定の手引き**」及び「**いじめ対応マ**

【モデル】を参照

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と取組の改善

各学校は、法第13条に基づき、国基本方針、市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校基本方針」として定める。

学校基本方針には、生徒指導の重点目標、いじめ問題の課題、いじめの防止等の対策、対策組織、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、いじめを認知した場合の対応、重大事態への対処等を定め、学校いじめ防止指導計画を作成する。なお、学校基本方針はホームページ等により公開することとする。

また、学校基本方針に基づく取組の実施状況について達成目標を設定し、達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(2) 学校対策委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の設置

各学校は、法第22条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校対策委員会を設置する。組織の名称は、各学校の判断による。

学校対策委員会は、基本的に、校長、教頭（副校長）、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどにより構成される。内容、案件により他の必要な教職員や学校関係者も加えるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

学校対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担うものであり、具体的には、次のようなものが考えられる。

＜未然防止＞

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

＜早期発見・事案対処＞

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童生徒への聴取やアンケート調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的

に実施するための中核としての役割

＜学校基本方針に基づく各種取組＞

○ 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う役割

◎ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割

学校対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、当該委員会に報告・相談するよう努める。加えて、当該委員会に集められた情報は、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることとする。

また、学校基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、措置などの各取組の実施にあたっては、当該委員会において、年度毎に具体的な年間計画を作成し実施することとし、その作成等に当たっては、学校評議員やPTA役員、育成委員などの地域住民の意見を聴くことが重要である。また、啓発活動や相談体制などの取組については、児童会・生徒会活動等を通じ児童生徒からの意見を聴くこととする。

さらに、当該委員会は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

加えて、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためにも、当該委員会の存在や活動が児童生徒や保護者に容易に認識されるよう工夫する必要がある。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が主体となってその調査を行う場合は、この学校対策委員会を母体とし、学校職員以外の第三者の委員を加えるなどして、事案ごとに「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。

※ p14 第2章「3 重大事態への対処」を参照

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市教育委員会と連携して、国のいじめ防止基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」や市教育委員会の「いじめ対応マニュアル」などを参考にしながら、次のような事項に留意し、具体的取組の例に掲げるような計画的な取組などを基に、創意工夫の上、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの未然防止

“いじめはどの子供にも起こりうる”という認識のもと、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼関係を築く中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

また、全教職員の共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うなど、いじめ問題への対応力の向上に努めるとともに、市教育委員会の目指す「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の育成に尽力し、児童生徒が元気で明るく楽しい学校生活を送ることができる学校づくりを推進していくこととする。

<具体的取組の例>

- ・いじめ防止に向けて、児童会や生徒会等での討議により、目標設定や年間計画を策定の上、主体的な取組を促す。
- ・各教科、道徳教育、特別活動、体験活動など、学校教育活動全般を通して、児童生徒のいじめを生まない人間関係づくりや集団適応力の向上を指導・推進する。
- ・いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上のための学校独自の研修の企画、市教育委員会等主催の研修への参加及び参加者による報告会の実施など、学校の実情やいじめの課題に応じた取組を計画し実施する。
- ・発達障害等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を図る。
- ・毎年4月に全県的に実施する「いじめ防止啓発キャンペーン」において、啓発活動など、児童会や生徒会、PTAや地域との共同実施等も含めて、学校独自の取組を実施する。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒からも、いじめを行った児童生徒からも出ていることから、いじめのサインを見逃さないことが求められる。また、いじめ発見のきっかけの上位は、学級担任が発見、アンケート調査などの取組、本人及び保護者からの訴え、であることから、小さなサインを見逃さず、児童生徒や保護者の訴えを真剣に受け止めることが重要である。そのため、定期的なアンケートの実施や日頃から学校生活において児童生徒の観察を丁寧に行うこと、また、必要に応じて面談等を実施し、いじめの早期発見に努めるなど、積極的にいじめを認知することを心がけることとする。

<具体的取組の例>

- ・児童生徒の発するいじめのサインを学校全体として見逃さないために、市教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」などを基にした、学校の実情に応じた教職員用のいじめの発見のための留意事項等を整理・確認する。
- ・いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の報告のルートや、「学校対策委員会」による対応など、組織的な情報集約化のための基本的なルールなどを作成する。
- ・全職員が、日頃より小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保ち、気になった児童生徒についての情報交換と情報共有ができるようにする。
- ・毎日の健康観察や生活記録ノート等を活用し、児童生徒の日々の変化を捉え、実効性のある計画的ないじめの早期発見に努める。
- ・学校独自のアンケート調査の実施など、学校としてのいじめの実態把握・早期発見のための取組を実施する。
- ・全校の児童生徒に対し定期的にアンケート方式による「いじめ実態把握調査」後の対応の仕方、継続的な見守りなどの対応計画や体制づくりを推進する。
- ・児童生徒のいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握し、解消・解決に向けた手立てを講じるため、日々の教育相談の他に、定期的な教育相談期間等を設定する。

ウ いじめへの対処

いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行った児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上、対処することとする。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめ

を受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

<具体的取組の例>

- ・いじめを発見したら、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに学校対策委員会に報告し、組織的な対応につなげる。
- ・多方面から情報収集し、事実確認を明確にしなが、いじめの全体像を把握した上で、事実確認に基づく具体的な対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童生徒には、丁寧に話を聞きとり、「最後まで絶対に守る」という姿勢で支援する。
- ・いじめを行った児童生徒に対しては、適切な指導（例えば、相手の心情を理解した上での謝罪）をするとともに、背景を十分に理解した上で支援を行う。
- ・周囲の児童生徒には、いじめの傍観者にならないよう指導する。また、正義感をもって行動した児童生徒が次のいじめの対象になることがないよう留意し、再発防止に向け、継続して観察等を絶やさず対応に努める。
- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

エ 家庭や地域との連携

(ア) 家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要不可欠である。保護者は児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うため、家庭との連携の強化を図る。

<具体的取組の例>

- ・PTA（保護者会）等との共催により、いじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット（SNS）利用などに関する説明会・研修会を企画、実施する。
- ・学校基本方針などについて、学校だよりや学校ホームページ等で紹介することを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭と緊密に連携する。

(イ) 地域との連携

児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童生徒に対して地域の取組などへの参加を促すことも有効である。

<具体的取組の例>

- ・学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや学校ホームページ、地域における諸会議等で紹介するなど、広報・啓発に努める。

- ・学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業に基づき、地域の実情に応じて計画した各種事業に、児童生徒が積極的に参加することにより、異年齢の他者や地域の多くの大人と関わる機会を設定する。
- ・児童福祉や青少年の健全育成に携わる地域関係者との定期的な会合や地域行事等を通して、いじめ等に関する情報の入手に努める。

オ 関係機関との連携

児童生徒の日常生活において、いじめのない健全な育成を図っていくためには、児童生徒の関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠である。

また、いじめの事案解決にあたっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、行政機関や専門機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との速やかな連携が図れるよう関係づくりに取り組む。

関係機関等とは、いじめへの対応に協力を得るために、日頃から連携を密にするとともに、各関係機関等の役割や機能を理解し、積極的な情報交換を行うこととする。

いじめの事実を確認した場合は、市教育委員会に報告し、学校内だけでは解決が困難な場合等、市教育委員会と連携して必要な措置を講じる。

<具体的取組の例>

- ・学校内だけでは解決が困難な事案については、学校と市教育委員会が連携し、迅速かつ的確な初期対応を行う。
- ・市教育委員会は教育支援課が中心となり、関係各課や市青少年サポートセンター等と連携を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらにはスーパーバイザーを派遣するなどして、的確な対応を支援する。
- ・警察との連携は、「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」に基づき、原則として学校管理職が警察担当者と情報共有する。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案が発生した場合には、早期に警察に相談し、連携して対応する。
- ・児童相談所では、専門の相談員や心理職、医師などの専門家が18歳未満の子供に関するいじめや非行等、様々な相談に応じていることから、連携して対応する。

カ 重大事態への対処

※ p14 第2章「3 重大事態への対処」を参照

3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を重大事態としている。

- (一) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (二) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に疾患や重大な障害を生じた場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 など

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、速やかに重大事態が発生したもとのとして報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査

ア 重大事態の報告

法第30条第1項に基づき、学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

イ 重大事態の調査組織

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられ、国の基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、本市においては、対象事案に応じて次の区分に基づき、教育委員会が判断する。

なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、市教育委員会が必要と認める場合は、「千葉市いじめ等の対策及び調査委員会」（市教育委員会の附属機関）によって調査を行うことがある。

(ア) 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

前記(1)の(一)・(二)に該当する事案について

〔調査組織〕

学校基本方針において学校内に設置されている「学校対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校職員以外の委員を加えるなどして、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(イ) 市教育委員会事務局が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

前記(ア)のうち、十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した事案について従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合には、市教育委員会事務局が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

市教育委員会事務局内の職員等で構成する調査組織である「教育委員会事務局いじめ等調査委員会」を設置する。

(ウ) 条例により設置されている「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

前記(イ)のうち、十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した事案について学校が主体となって調査を行った場合の調査結果、及び市教育委員会事務局が主体となって調査を行った場合の調査結果では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断した事案は、市教育委員会からの諮問により調査を行う。

〔調査組織〕

教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者(大学教授、弁護士、精神科医など)で構成した「教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を設置する。

※ p4 第2章「1 千葉市が実施する施策」(1)イを参照

(3) 実施する調査の内容

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

市教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。また、調査や再発防止に当たっては、国基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒や情報提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針』の改訂について」（平成26年7月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教育委員会は適切に対応する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要はある。

(4) その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実確認が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会においては、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学後の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(5) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適切に提供する。

なお、これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

イ 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、法第30条第1項に基づき、市教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より市教育委員会に報告し、市教育委員会を通じて）市長に報告する。

なお、上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者等の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

(6) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

市長は、法第30条第2項に基づき、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である千葉市いじめ等調査委員会により、再調査を行う。

この委員会においては、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえ、調査方法等を決定し、適切に調査を行うものとする。

また、市長は当該委員会からの報告を受けて、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内

容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

第3章 その他の重要事項

- 1 市教育委員会は、毎年、いじめの防止等のための対策の実施状況、その他いじめに関する資料等を千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に提出し、点検を受け、各種施策の改善を進める。
- 2 市基本方針は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会によるいじめ等のための対策の実態分析等に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを行う。

なお、市基本方針の内容に変更があった場合、及び、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会による提言については、ホームページ等を活用し、広く周知する。